西都市国土強靱化地域計画

西都市

令和６年５月改訂

目次

第1章　国土強靭化の基本的な考え方 **1**
1-1　計画策定の趣旨 1
1-2　計画の位置づけ 2
第2章　西都市の地域特性 **3**
2-1　位置と地勢等 3
（1）位置・地勢 3
（2）気候の特性 3
2-2　人口動態等 3
（1）人口の推移 3
（2）産業構造 5
2-3　過去の災害と想定される災害 6
（1）本市の過去の災害 6
（2）本市に被害を及ぼすと想定される災害 11
第3章　西都市の地域強靭化に向けた基本目標等 **15**
3-1　地域強靭化の基本目標等 15
（1）基本目標 15
（2）事前に備えるべき目標 15
3-2　リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） 15
3-3　地域強靭化を進めるうえでの基本的な方針 17
（1）地域強靭化の取り組み姿勢 17
（2）適切な施策の組み合わせ 17
（3）効率的な施策の推進 17
（4）地域の特性に応じた施策の推進 17
第4章　脆弱性評価 **18**
4-1　想定されるリスク 18
4-2　施策分野ごとの脆弱性評価 18
（1）個別施策分野 18
（2）横断的分野 29
第5章　リスクシナリオごとの推進方針 **31**
目標1　直接死を最大限防ぐ 32
目標2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 41
目標3　必要不可欠な行政機能は確保する 49
目標4　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する 51
目標5　経済活動を機能不全に陥らせない 53
目標6　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 58

目標7　制御不能な二次災害を発生させない……62
目標8　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する……68
第6章　市計画の推進……72
6-1　他の計画等の必要な見直し……72
6-2　計画の進捗管理……72
6-3　計画の不断の見直し……72
6-4　重点化プログラム……72
用語集……74

第１章　国土強靱化の基本的な考え方

１-１　計画策定の趣旨

我が国では、阪神･淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等の地震災害をはじめ、台風・豪雨等による水害や土砂災害といった数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

こうした中、近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26（2014）年６月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

宮崎県においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎県の強靱化を推進する指針となる、「宮崎県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）」が策定されました。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ西都市では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「西都市国土強靱化地域計画（以下「市計画」という。）」を策定しました。

市計画は、基本計画や県計画と調和を図りつつ、本市の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から市民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った西都市を目指すための各計画の指針として策定しました。

1-2　計画の位置づけ

市計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画にあたるものであり、本市における国土強靭化に関し、西都市総合計画及び西都市地域防災計画との連携を図りながら、本市が有する各分野別個別計画等の指針となるべきものです。

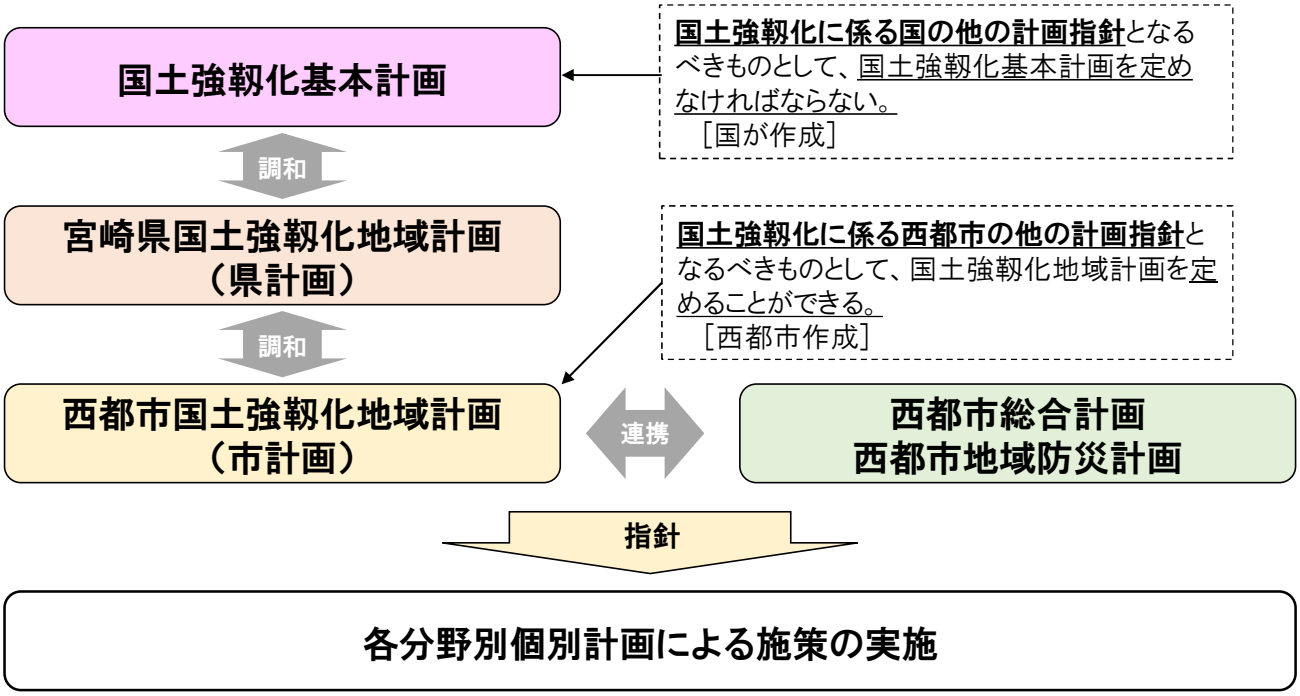

図 1-1. 国の基本計画と地域計画の関係

○基本法第 13 条（国土強靭化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

○基本法第 14 条（国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との関係）

国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第２章　西都市の地域特性

2-1　位置と地勢等

（１）位置・地勢

本市は、宮崎県の中央部に位置し、東に高鍋町、新富町、宮崎市、南に国富町、西に西米良村、北に椎葉村、美郷町、木城町と接しています。

地形の特徴としては、東西約 25 ㎞、南北約 40 ㎞、細長い地形をなし、総面積 438.79 ㎢のうち北西部のほとんどは山岳地帯であり、市面積の約 77%を山林原野が占めています。

東西両側は高台丘陵を形成し、その間を貫流する一ツ瀬川本流は、同支流の三財川、三納川と合流してその流域に平野部を展開しつつ、新富町と宮崎市の境を通って日向灘に至っています。

図 2-1. 西都市の位置

（２）気候の特性

本市は降雨期間が長く、かつ降水量の多い高温多湿となっています。平成 24（2012）～29（2017）年の年平均気温はおおよそ 17℃で年間日照時間は 2,114 時間、年間降水量は、2,655 ㎜となっています。

広大な市域を有するうえに、山間地域が多いこと及び地質の特徴から自然災害に対して脆弱な地域が存在しています。

2-2　人口動態等

（１）人口の推移

本市の人口は、昭和 35（1960）年の 50,948 人から減少を続け、昭和 55（1980）年から昭和 60（1985）年まで一時的に増加傾向を示したが、その後減少傾向に転じ、令和 2（2020）年 4 月 1 日現在 28,807 人（毎月人口（現住人口ベース））となっています。

また、国勢調査では、平成 27（2015）年時点の総人口は 30,683 人となっており、前回調査の平成 22（2010）年（32,614 人）と比べ、約 6%の減少となっています。

年齢構成別では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少が続いています。また、高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は平成 27（2015）年で約 34%となっています。

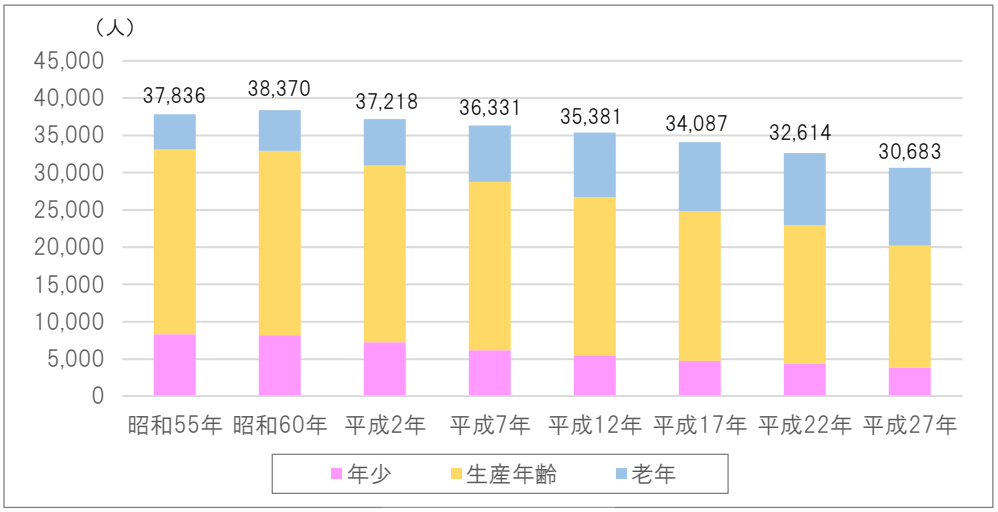

図 2-2. 人口推移

出典：国勢調査

表 2-1. 人口推移、人口割合の推移

	人口（人）				割合（%）		
	総人口	年少	生産年齢	老年	年少	生産年齢	老年
昭和55年	37,836	8,321	24,777	4,738	22.0%	65.5%	12.5%
昭和60年	38,370	8,191	24,712	5,467	21.3%	64.4%	14.2%
平成2年	37,218	7,232	23,717	6,250	19.4%	63.7%	16.8%
平成7年	36,331	6,164	22,603	7,563	17.0%	62.2%	20.8%
平成12年	35,381	5,400	21,296	8,683	15.3%	60.2%	24.5%
平成17年	34,087	4,752	20,084	9,251	13.9%	58.9%	27.1%
平成22年	32,614	4,364	18,588	9,658	13.4%	57.0%	29.6%
平成27年	30,683	3,829	16,381	10,432	12.5%	53.5%	34.0%

※総人口には年齢不詳を含むため、総人口と年齢別人口の合計が一致しない場合があります。

出典：国勢調査

（２）産業構造

本市の就業者の数は、減少傾向にあります。

産業別就業者割合の推移でみると、平成７（1995）～27（2015）年にかけて第１次・第２次産業の割合が低下し、第３次産業の割合が増加しており、平成 27（2015）年時点で第１次産業 25.0%、第２次産業 20.7%、第３次産業 53.1%となっています（図 2-3）。

平成 27（2015）年の時点での本市における就業者割合については、「サービス業」「農業」の順に多くなっています（表 2-2、2-3）。

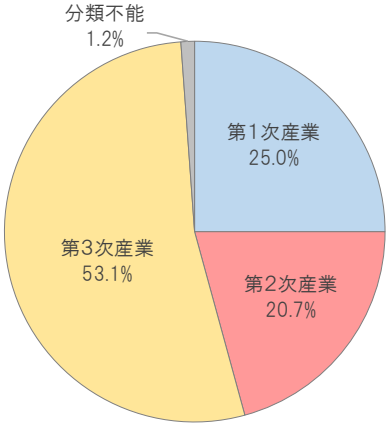

図 2-3. 産業別就業者の割合（H27）

出典：国勢調査

表 2-2. 産業別就業者の推移

		就業者（人）				
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	農業	5,194	4,796	4,439	4,022	3,588
	林業	221	175	150	147	127
	漁業	16	19	19	21	17
	計	5,431	4,990	4,608	4,190	3,732
第2次産業	鉱業	56	22	5	4	2
	建設業	2,430	2,260	1,951	1,373	1,241
	製造業	2,437	2,205	2,090	1,999	1,854
	計	4,923	4,487	4,046	3,376	3,097
第3次産業	電気･熱供給･ガス･水道業	73	72	39	44	35
	運輸･通信	616	638	592	499	504
	卸･小売･飲食業	3,132	3,043	3,084	2,658	2,410
	金融･保険業	264	254	215	199	189
	不動産業	38	38	47	108	108
	サービス業	3,811	3,927	4,231	4,038	4,062
	公務	649	626	600	618	617
	計	8,583	8,598	8,808	8,164	7,925
分類不能		2	26	22	205	174
合計		18,939	18,101	17,484	15,935	14,928

出典：国勢調査

表 2-3. 産業別就業者割合の推移

		就業者割合(%)				
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	農業	27.4%	26.5%	25.4%	25.2%	24.0%
	林業	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%
	漁業	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	計	28.7%	27.6%	26.4%	26.3%	25.0%
第2次産業	鉱業	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	12.8%	12.5%	11.2%	8.6%	8.3%
	製造業	12.9%	12.2%	12.0%	12.5%	12.4%
	計	26.0%	24.8%	23.1%	21.2%	20.7%
第3次産業	電気･熱供給･ガス･水道業	0.4%	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%
	運輸･通信	3.3%	3.5%	3.4%	3.1%	3.4%
	卸･小売･飲食業	16.5%	16.8%	17.6%	16.7%	16.1%
	金融･保険業	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.3%
	不動産業	0.2%	0.2%	0.3%	0.7%	0.7%
	サービス業	20.1%	21.7%	24.2%	25.3%	27.2%
	公務	3.4%	3.5%	3.4%	3.9%	4.1%
	計	45.3%	47.5%	50.4%	51.2%	53.1%
分類不能		0.0%	0.1%	0.1%	1.3%	1.2%
合計		-	-	-	-	-

出典：国勢調査

2-3　過去の災害と想定される災害

（1）本市の過去の災害

災害履歴をみると、台風や集中豪雨による一ツ瀬川、三財川、三納川沿いの平野部における浸水被害の記録が多く残っており、昭和 38（1963）年の集中豪雨や平成 17（2005）年の台風 14 号の際には、甚大な浸水被害となっています。また、近年では火災による被害は減少傾向にありますが、昭和 38(1963)年と昭和 42（1967）年には大火が発生しており、件数は少ないものの、竜巻、地震による被害も記録されています。

表 2-4. 主な災害の記録表

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭和 38(1963)年 1.24～1.25	火災	妻平助 通り	①人的被害 死者 4 人 負傷者 13 人 災害救助法適用 ②建物の被害 家屋全焼 72 棟 10764.72 ㎡ 家屋半焼 1 棟 42.90 ㎡ 被災世帯 100 世帯 433 人 計 268,018 千円

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭和 38(1963)年 2.11	集中豪雨	市内全域 特に三納川・三財川流域に集中	総降雨量 393.8 ㎜ ①人的被害 死者 3 人 重傷者 2 人　軽傷者 8 人 ②建物の被害 全壊 28 棟 非住家 11 棟 半壊 19 棟 非住家 18 棟 大破以下 20 棟 非住家 8 棟 床上浸水 441 棟 非住家 7 棟 床下浸水 2,871 棟 非住家 217 棟 ③田畑の被害 田畑の流失埋没 48.8ha 田畑の冠水 300.0ha ④土木関係被害 256 ヶ所 264,832 千円 ⑤農業用施設被害 197 ヶ所 164,500 千円 ⑥林道施設被害 13 ヶ所 14,226 千円 ⑦林地等の被害 603 ヶ所 116,820 千円 計 1,043,270 千円 災害救助法適用
昭和 42(1967)年 12.12	火災	桜町	①建物の被害 家屋全焼 20 棟 家屋半焼 2 棟 計 22 棟 被災世帯 45 世帯 110 人 被災面積 建坪延 1,894 ㎡ 計 建物 11,150 千円
昭和 43(1968)年 9.24	台風 16 号	市内全域	総降雨量 345 ㎜(立花ダム地点) ①建物の被害 全壊流失 4 棟 4 世帯 9 人 半壊 5 棟 5 世帯 19 人 一部破損 5 棟 5 世帯 20 人 床上浸水 139 世帯 床下浸水 820 世帯 ②農作物、農地被害 245,172 千円 ③土木関係 97,418 千円 計 422,380 千円

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭和 46(1971)年 8.4	台風 19 号	市内全域	①人的被害 死者 3 人 ②建物の被害 全壊 1 世帯 5 人 半壊 2 世帯 7 人 一部破損 1 世帯 3 人 床上浸水 7 世帯 18 人 床下浸水 18 世帯 67 人 非住家 8 棟 ③田畑の被害 田畑の流失埋没 9ha 田畑の冠水 509ha ④農林水産施設 35 ヶ所 24,963 千円 ⑤土木施設 12 ヶ所 22,988 千円 ⑥文教施設 1,153 千円 ⑦農産林物その他 378,464 千円 計 427,568 千円
昭和 57(1982)年 7.24～7.25	集中豪雨	市内全域	①建物の被害 全壊 1 棟 1 世帯 4 人 半壊 2 棟 2 世帯 6 人 床上浸水 21 世帯 79 人 床下浸水 376 世帯 1,060 人 ②農林水産施設 299,119 千円 ③公共土木施設 426,630 千円 ④その他の被害 145,931 千円 計 871,680 千円
昭和 57(1982)年 8.13～8.27	台風 11 号 ･13 号	東米良 地区 穂北地区	①人的被害 死者 2 人 重傷者 1 人　軽傷者 2 人 ②建物の被害 全壊流失 11 棟 11 世帯 35 人 半壊 6 棟 6 世帯 14 人 一部損壊 8 棟 10 世帯 44 人 床上浸水 84 世帯 274 人 床下浸水 480 世帯 1,564 人 ③公共文教施設 38,950 千円 ④農林水産施設 1,520,360 千円 ⑤公共土木施設 866,750 千円 ⑥その他 526,143 千円 計 2,952,203 千円

年月日	原因	被害地域	被害の概況
昭和 60(1985)年 8.12	竜巻	妻・穂北地区の一部	①人的被害 重傷者 1 人　軽傷者 13 人 ②建物の被害 全壊 5 世帯 22 人 半壊 16 世帯 52 人 一部破損 105 世帯 365 人 100,500 千円 ③農林水産施設 16,230 千円 ④農産被害 2,437 千円 計 119,167 千円
昭和 62(1987)年 3.18	地震	市内全域	①建物の被害 一部破損 46 世帯 175 世帯 ②公共文教施設 1,500 千円 ③農林水産施設 100 千円 ④公共土木施設 3,100 千円 ⑤その他の公共施設 650 千円 ⑥商工被害 21,000 千円 計 26,350 千円
平成 2(1990)年 9.29～9.30	台風 20 号	市内全域	①建物の被害 半壊 1 棟 1 世帯 4 人 一部破損 1 棟 1 世帯 2 人 床上浸水 1 棟 1 世帯 2 人 床下浸水 27 棟 26 世帯 86 人 ②公共文教施設 9,900 千円 ③農林水産施設 155,000 千円 ④公共土木施設 39,000 千円 ⑤農産被害 694,011 千円 ⑥畜産被害 1,603 千円 計 899,514 千円
平成 5(1990)年 9.3～9.4	台風 13 号	市内全域	①人的被害 重傷者 1 人　軽傷者 13 人 ②建物の被害 一部破損 1 棟 1 世帯 2 人 床上浸水 1 棟 1 世帯 2 人 床下浸水 1 棟 1 世帯 2 人 ③農林水産業施設 1,002,869 千円 ④公共土木施設 610,051 千円 ⑤農産被害 712,764 千円 計 2,325,684 千円

年月日	原因	被害地域	被害の概況
平成 9(1997)年 9.15～9.16	台風 19 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水 17 棟 18 世帯 55 人 床下浸水 18 棟 17 世帯 127 人 ②避難勧告(三財地区の一部)79 世帯 ③農林水産業施設 63,311 千円 ④公共土木施設 281,042 千円 ⑤農産被害 567,879 千円 計 912,232 千円
平成 16(2004)年 8.29～8.30	台風 16 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水 17 棟 15 世帯 41 人 床下浸水 31 棟 28 世帯 90 人 ②避難勧告(妻･穂北の一部)300 世帯 ③公共土木施設 121,000 千円 ④農産被害 333,067 千円 ⑤農林水産施設 34,500 千円 ⑥公共施設被害 40,000 千円 計 528,567 千円
平成 17(2005)年 9.5～9.6	台風 14 号	市内全域	①人的被害 死者 1 人 ②建物の被害 全壊 4 棟 9 人 半壊 255 棟 740 人 一部損壊 1 棟 1 人 床上浸水 150 棟 1 人 床下浸水 268 棟 735 人 ③公共土木施設 1,179,748 千円 ④農産被害 2,442,218 千円 ⑤商工関係被害 212,070 千円 ⑥公共施設被害 59,922 千円 計 3,893,958 千円 災害救助法適用
平成 19(2007)年 7.13～7.14	台風 4 号	市内全域	①建物の被害 床上浸水 22 世帯 65 人 床下浸水 77 世帯 185 人 ②公共土木施設 96,681 千円 ③農産被害 1,186,748 千円 ④商工関係被害 7,600 千円 ⑤社会教育関係被害 103,000 千円 計 1,394,029 千円

年月日	原因	被害地域	被害の概況
平成 30(2018)年 9.29～9.30 10.5～10.6	台風 24 号 ·25 号	市内全域	①人的被害 死者 1 人 ②建物の被害 全壊 1 棟 半壊 2 棟 床上浸水 4 世帯 床下浸水 47 世帯 ③公共土木施設 616,816 千円 ④農業生産基盤·林地被害 19,462 千円 ⑤農林水産施設被害 478,842 千円 ⑥農産被害 874,924 千円 ⑦公共施設被害 135,623 千円 計 2,225,667 千円

出典：地域防災計画（H30）、西都市提供資料、宮崎県災害の記録

（２）本市に被害を及ぼすと想定される災害

市計画で扱う災害の範囲は、災害対策基本法第２条第１項第１号に基づく「災害」であり、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害とします。

そのうち、本市に被害を及ぼすと想定される主な災害は次のとおりとなります。

①地震

本市における地震は、過去の記録からみて「日向灘で発生する地震」「霧島火山周辺の地震」「その他」に分類されており、これらのうち、「日向灘で発生する地震」の発生割合が高いとされています。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、近い将来、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード９）の地震である「南海トラフ地震」の発生が懸念されており、発生した際は、本市においても甚大な被害をもたらすとされています（図 2-4 が示しているとおり西都市内すべての地域が震度６弱以上となり一部では震度７の地域が存在します）。

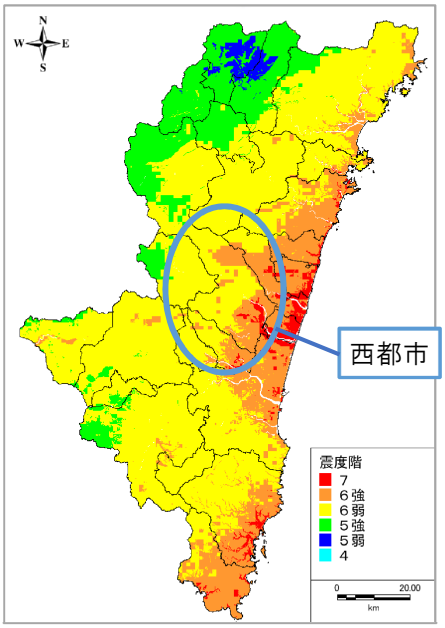

図 2-4. 南海トラフ地震の震度分布

本市の南海トラフ地震による被害想定は、以下のとおりとなります。

表 2-5. 南海トラフ地震の被害想定

【建物被害】

シナリオ	季節・時間	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
		全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	全壊・焼失（棟）	半壊（棟）
想定ケース①	冬 18 時	約 190	約 960	約 2,800	約 2,800	約 10	約 20	—	—	約 50	約 3,000	約 3,800
想定ケース②	冬 18 時	約 190	約 960	約 2,700	約 2,800	約 10	約 20	—	—	約 40	約 2,900	約 3,800

【人的被害】

シナリオ	季節・時間	建物倒壊				急傾斜地崩壊	
		死者（人）	（家具倒壊による死者）（人）	負傷者（人）	（家具倒壊による負傷者）（人）	死者（人）	負傷者（人）
想定ケース①	冬 18 時	約 150	約 10	約 620	約 80	—	—
想定ケース②	冬 18 時	約 140	約 10	約 600	約 80	—	—

シナリオ	季節・時間	火災		ブロック塀他		合計	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
想定ケース①	冬 18 時	—	約 10	—	約 20	約 150	約 640
想定ケース②	冬 18 時	—	約 10	—	約 20	約 150	約 630

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（R2）

※1 想定ケース①:内閣府が平成 24(2012)年が設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

※2 想定ケース②:県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

※3「—」:わずか

②風水害

台風による風水害はさることながら、近年、地球温暖化の影響等により１時間当たりの雨量が 50 ㎜を上回る豪雨が全国的に頻発する等、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、本市でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念されます。

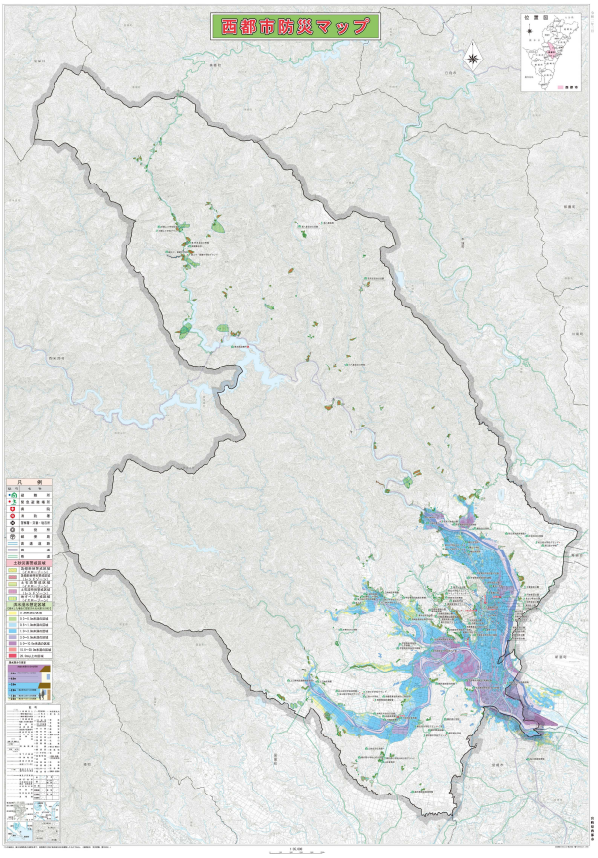

図 2-5. 西都市防災マップ

ア　河川洪水

本市には、中央部から南東部に流下する一ツ瀬川本流と支流の三財川、三納川が流れており、これら河川の周辺に広がる平野部において、台風や集中豪雨による浸水被害が発生してきました。

現在、河川改修等の治水整備が進められており、洪水被害の軽減が図られるものと考えられますが、記録的な集中豪雨や、大型台風の接近時には甚大な被害が発生する可能性があります（図 2-5 は西都市の防災マップとなっており、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等が示されたマップとなっています）。

イ　土砂災害

本市は山間部が多いため、急傾斜地や土石流等の土砂災害危険箇所等に指定されている地域が多数あります。そのため、台風や集中豪雨により土砂災害が発生した際は、土砂による家屋倒壊や道路の寸断による孤立世帯の発生などが考えられます。

昭和 57（1982）年の台風 11 号の際には、大規模な山崩れにより、甚大な被害が発生しています。

③大規模火災

近年、大規模火災は発生していませんが、過去には、昭和 38（1963）年の妻平助通り大火が記録されており、気象条件や出火場所によっては、本市においても大規模火災の発生が十分考えられます。

また、本市は総面積の 77%が山林原野であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

前述の①～③を含め、本市で発生の可能性がある災害は以下のとおりとなります。

表 2-6. 発生の可能性がある自然災害

大項目	中項目	小項目
地変災害	地震災害	土砂災害、地割れ、液状化、建造物･構造物の損傷･崩壊･火災、ライフライン途絶
	火山災害	降灰
気象災害	大雨災害	浸水害、土砂災害
	その他の降雨災害	土壌侵食災害、長雨災害（腐食及び疫病蔓延）、大気乾燥（火災及び疫病誘発）及び渇水･干災害（用水不足及び塩害）
	風災害	風力による破壊災害、飛砂、風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染及び悪臭等）及び竜巻（旋風）
	雪害	積雪災害（構造物破壊、農作物損耗、交通途絶）、融雪災害（洪水）、着雪、着氷災害、吹雪（降雪）
	酷寒（気温低下）災害	凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障がい）、冷害（農作物被害）
	酷暑（気温上昇）災害	膨張破壊（コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）及び疾病（熱中症及び機能低下）
	霜害	農作物被害
	雹（ひょう）害	人体被害、建造物、構造物破損、農作物被害及び通信網途絶
	雷害	人体被害、建造物、構造物火災及び電子機器破損
	霧害	視界不良
	湿度害	疾病

出典：地域防災計画（H30）

第３章　西都市の地域強靱化に向けた基本目標等

３-１　地域強靱化の基本目標等

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の４の「基本目標」と基本目標を達成するため８の「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

（１）基本目標

①人命の保護が最大限図られること
②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④迅速な復旧復興

（２）事前に備えるべき目標

①直接死を最大限防ぐ
②救助･救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康･避難生活環境を確実に確保する
③必要不可欠な行政機能は確保する
④必要不可欠な情報通信機能･情報サービスは確保する
⑤経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦制御不能な二次災害を発生させない
⑧社会･経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

３-２　リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市の地域特性を踏まえ 35 のリスクシナリオをＰ16 のとおり設定します。

また、リスクシナリオを回避するため、基本計画や県計画を参考に以下の９の個別施策分野と４の横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

①行政機能･消防･防災教育	②住宅･都市
③保健医療･福祉	④エネルギー･情報通信
⑤産業	⑥交通･物流
⑦農林水産	⑧国土保全
⑨環境	

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション	②老朽化対策
③広域連携	④地域活性化

基本目標	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1．人命の保護が最大限図られること 2．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4．迅速な復旧復興	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-4	霧島山の大規模な火山噴火（降灰）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響
			5-5	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道の長期間にわたる機能停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿道の建物崩壊による閉塞
			7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
			7-5	農地・森林等の被害による地域の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3-3　地域強靭化を進めるうえでの基本的な方針

本市の強靭化を進めるうえで、国土強靭化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進します。

（１）地域強靭化の取り組み姿勢

①本市の強靭化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる
②短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる
③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する
④本市の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する

（２）適切な施策の組み合わせ

①災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する
②国、県、市、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む
③非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する

（３）効率的な施策の推進

①住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る
②限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る
③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する
④人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する

（４）地域の特性に応じた施策の推進

①地域コミュニティの活性化と強靭化推進の担い手が活動できる環境整備に努める
②女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮する
③地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

第４章　脆弱性評価

４-１　想定されるリスク

市民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、宮崎県に甚大な被害をもたらす南海トラフ地震等が発生する可能性があるとされていること等を踏まえ、特段の記述がない限り、市計画においても大規模自然災害を想定することとします。

４-２　施策分野ごとの脆弱性評価

（１）個別施策分野

個別施策分野ごとに施策及び脆弱性の評価、該当するリスクシナリオを以下に整理します。

整理にあたっては、別紙資料１「起きてはならない最悪の事態」の整理に示した「施策」「脆弱性評価」と対応するものとし、該当するリスクシナリオを「対応番号」で示すものとします。

【本編：一部抜粋】

施策	脆弱性評価	対応番号
消防施設・設備の充実	大規模災害に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両・装備や機器・設備等の計画的な更新・整備を継続していく必要がある。	1-1、1-2、2-3、5-3

【別紙資料１：一部抜粋】

「起きてはならない最悪の事態」の整理

事前に備えるべき目標	1　直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1-1　住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
【被害想定等】	【被害想定等】(出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について(R2)) ［南海トラフ地震に伴う被害想定］ 人的被害

シナリオ	季節・時間	建物倒壊 死者（人）	建物倒壊（家具倒壊による死者）（人）	建物倒壊 負傷者（人）	建物倒壊（家具倒壊による死者）（人）
想定ケース①	冬 18 時	約 150	約 10	約 620	約 80
想定ケース②	冬 18 時	約 140	約 10	約 600	約 80

※1　想定ケース：①内閣府が平成 24(2012)年に設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑪)を用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース②県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

(1)建築物の耐震化

(◎建築住宅課)(教育政策課)(危機管理課)※◎：主管課

①　脆弱性評価

本市における防災上必要な施設のうち、旧耐震基準の時期に建設された建物で、耐震性能が満足できていない、又は未確認のものについては、必要に応じて確認・耐震改修を進めていく必要がある。特に、市役所本庁舎については、昭和 39(1964)年に建設された建物で、耐震性も低いことから、早めの建替えが必要である。

②　推進方針

・　市営住宅や市役所、病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上必要な施設における耐震化を進める。(建築住宅課)
・　指定避難所として位置づけている市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。(教育政策課)(危機管理課)

③　主な施策・事業(令和元年時点)

・　学校施設環境改善交付金(学校施設の長寿命化改修工事(三財小中、都於郡小、穂北小、穂北中))
・　保育所等整備交付金(園舎改築事業)

④　指標

項目	指標
【特定建築物の耐震化率】	98%(R1)→100%(R6)

(2)消防施設・設備の充実

(消防)

①　脆弱性評価

大規模災害に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両・装備や機器・設備等の計画的な更新・整備を継続していく必要がある。

②　推進方針

・　大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。(消防)

③　主な施策・事業(令和元年時点)

・　緊急消防援助隊設備整備費補助金(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅰ－A型)更新事業)
・　Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)導入

④　指標

項目	指標
【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅰ－A型)更新】	0%(R1)→100%(R6)
【Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)】	0%(R1)→100%(R6)

(3)住宅の耐震化の周知・啓発

(建築住宅課)

①　脆弱性評価

南海トラフ地震に伴う建物倒壊による死者は最大で約 150 人と想定されていることから耐震の必要性※について市民へ啓発活動を行っていくとともに、各種支援制度の周知を図っていく必要がある。

※政府の設定目標(令和 2(2020)年末)は 95.0%であるのに対し、県内の住宅耐震化率は平成 26(2014)年度末で 77.0%。

②　推進方針

・　地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。(建築住宅課)
・　木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知など、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。(建築住宅課)
・　危険ブロック塀等の除却を促進するため住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(建築住宅課)

③　主な施策・事業(令和元年時点)

・　社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（木造住宅耐震化促進事業）
・　社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（住宅・建築物安全ストック形成事業）
・　社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（住環境整備事業）

④　指標

項目	指標
【住宅の耐震化率】	74.8%(R1)→85.0%(R6)

図 4-1.「本編における脆弱性評価」と「別紙資料 1」との対応関係

①行政機能・消防・防災教育

施策	脆弱性評価	対応番号
消防施設・設備の充実	大規模災害に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両・装備や機器・設備等の計画的な更新・整備を継続していく必要がある。	1-1、1-2、2-3、5-3
地域の防災力向上	大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。 また、大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。	1-1、1-2、1-3、1-4、2-3、7-1
地域の防犯・事故防止能力向上	大規模災害時には、警察職員も被災するほか、甚大な被害のため警察による治安維持及び事故防止に係る職務遂行が困難となることから、市民自らが地域の安全を保持する必要がある。	3-1、8-2
地区防災計画の策定	大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画※の策定を進めていく必要がある。 ※平成 25(2013)年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。	1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、2-3、7-1
広域的な消防体制の確立	南海トラフ地震において、揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数は最大で約 640 人と想定されている。要救助者を含め被災者に対し救助・救急活動を迅速に行っていくためには、周辺の非被災自治体との連携による広域的な消防体制の強化を図る必要がある。	2-3、5-3、7-1
被災者台帳システムの導入	被災者支援を滞りなく円滑に行うため、家屋の被災状況や各種支援の利用状況等を一元的に管理する被災者台帳システムの導入を行う必要がある。	2-6
被災建築物応急危険度判定体制の構築	大地震により被災した建築物は、余震による建築物倒壊の危険や窓やガラスなどが落下するおそれがある。これらの危険性を迅速に判定し二次的災害を防止する必要があるが、民間判定士の協力のもとに実施するため、判定士の的確な誘導や災害対策本部等との密接な連携を担うコーディネーターの養成が必要である。	2-6

施策	脆弱性評価	対応番号
代替拠点の確保	防災拠点となる庁舎の耐震性を確保するとともに、被災した場合をあらかじめ想定し、代替拠点の確保を進めておく必要がある。	3-2
非常用電源設備の導入	大規模災害時においても BCP に基づいた行政機能を維持していくために、非常用電源の確保や機能維持に不可欠な燃料の確保体制などの対策をあらかじめ講じておくことが必要である。	3-2、6-1
業務システムのクラウド化	大規模災害時においても行政サービスを維持・継続するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設等により、適切に行政情報を管理・運用できる状態にしておく必要がある。	3-2
災害対策本部設置訓練の実施	大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集や機器の設置等の災害対策本部立ち上げに関する訓練を定期的に実施しておく必要がある。	3-2
BCP に基づく訓練	大規模災害時における行政機能の維持に向けて、PDCA サイクルに基づく定期的な訓練や検証を通じて BCP の実効性を高めていく必要がある。	3-2
災害時職員用初動マニュアルの作成・周知	最も混乱が予想される初動期において、迅速かつ的確に応急対策が実施できるようにするため、災害時職員用初動マニュアルを的確に運用し、対応内容の周知を行っていく必要がある。	3-2
広域応援体制の構築	災害対応を迅速に行っていくためには、周辺自治体との連携による広域的な応援体制の強化を図る必要がある。	3-2、8-2
耐震性貯水槽の整備	大地震発生時において、地中に埋設されている水道管が破損するなど、消防水利が活用できないことが想定されることから、耐震性貯水槽などの地震に強い施設整備が必要である。	7-1
ボランティア等との連携強化	大規模災害時において、災害復旧、復興の支援を行うボランティアやNPOを円滑に受け入れるため、あらかじめ、社会福祉協議会等との連携体制を確立しておく必要がある。	8-2

②住宅・都市

施策	脆弱性評価	対応番号
建築物の耐震化	本市における防災上必要な施設のうち、旧耐震基準の時期に建設された建物で、耐震性能が満足できていない、又は未確認のものについては、必要に応じて確認・耐震改修を進めていく必要がある。特に、市役所本庁舎については、昭和 39（1964）年に建設された建物で、耐震性も低いことから、早めの建替えが必要である。	1-1

施策	脆弱性評価	対応番号
住宅の耐震化の周知･啓発	南海トラフ地震に伴う建物倒壊による死者は最大で約 150 人と想定されていることから耐震の必要性※について市民へ啓発活動を行っていくとともに、各種支援制度の周知を図っていく必要がある。 ※政府の設定目標（令和 2（2020）年末）は 95.0%であるのに対し、県内の住宅耐震化率は平成 26（2014）年度末で 77.0%。	1-1、7-2
避難場所の指定･整備	大地震発生時において、避難者が火災延焼等の災害の危険性がなくなり避難所へ移動するまでの一定期間滞在、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者のための居住環境整備に資するスペースについて、今後とも指定及び整備を積極的に行っていく必要がある。	1-2
防火対策の周知･啓発	南海トラフ地震に伴う火災による死傷者はわずかであるが、焼失建物は最大で約 50 棟と想定されている。住宅における火災の予防や初期消火を推進するための火災報知器の設置や地震後の通電火災を防止するための感震ブレーカー設置の必要性を周知･啓発する必要がある。	1-2、7-1
上水道施設の耐震化	本市の水源は現在地下水を利用しているため、良質な水を効率よく安定的に供給している。今後とも、安定給水と施設の安全性の向上を目指していくためには、老朽化しつつある施設･管路の更新、地震等の災害対策を推進していく必要がある。	2-1、6-2
農業集落排水施設の老朽化対策	農業集落排水事業は、都市計画区域外の農業集落を主対象として平成 4（1992）年に着手し、黒生野･三財川南･岩崎の 3 地区で供用開始している。今後は、機能診断の結果を踏まえて、施設の改修を行っていく必要がある。	2-5、6-3
下水道 BCP の策定・下水道施設の老朽化対策	下水道施設の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道 BCP に基づく防災訓練を実施する必要がある。 公共下水道事業は、平成 2 年に西都市浄化センターが供用開始している。今後は、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を行っていく必要がある。	2-5、6-3
避難所の耐震化	本市における避難所のうち、旧耐震基準の時期に建設された建物で、耐震性能が満足できていない、又は未確認のものについては、必要に応じて確認･耐震改修を進め指定避難所としての機能を確保する必要がある。	2-6

施策	脆弱性評価	対応番号
仮設住宅の用地確保	被災者の生活拠点を早急に確保するため、あらかじめ大規模災害時における仮設住宅の用地確保（候補地の選定）を行っておく必要がある。	2-6
上水道 BCP の策定	大規模災害時においても上水道の機能を維持していくとともに、断水しても機能不全とならないよう応急給水体制を確保し、また被災箇所を早期に復旧できるようにするため、上水道業務継続計画（BCP）の策定を行う必要がある。	6-2
応援水道事業体受入マニュアルの策定	大規模災害による被災者への水供給の長期停止を防ぐため、あらかじめ周辺の非被災自治体の水道事業者からの応援を念頭においた応急・復旧対策を講じておく必要がある。	6-2
安全な避難路の確保	大地震発生時においては、建築物やブロック塀の倒壊や瓦礫の流出などにより通行障害を引き起こすことが想定される。そのため、避難路や緊急輸送道路に指定されている路線については、沿道建築物の耐震化を促進していく必要がある。また、平成 30（2018）年大阪府北部地震を踏まえ、ブロック塀の倒壊による被害の発生を防ぐため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却をあわせて促進していく必要がある。	7-2
文化財の耐震化	大規模災害時においても貴重な文化資源を揺れや火災等から守るため、文化財の転倒防止や消防設備の設置、建物の耐震改修等、各種の耐震化を推進する必要がある。	8-4
文化遺産のアーカイブ化	南海トラフ地震等の大規模災害により文化遺産の損壊が想定される。このような文化遺産については後世まで継承すべき貴重な資源であることから、アーカイブ化等により記録・保存し資産自体の被災・消失リスクを回避しておくことも必要である。	8-4
地籍調査の実施	災害復旧を迅速に行うには、複雑な土地の権利関係をあらかじめ明確にするため、現地復元性のある地図を整備する等、地籍調査を推進する必要がある。	8-5
災害対策用地の確保	大規模災害時においては、災害フェーズの推移に伴い、避難、物資集積、廃棄物処理、仮設住宅等々の形で用地確保が必要となる。そのため、あらかじめ必要となる用地の想定及び確保、運用が必要となる。	8-5

③保健医療・福祉

施策	脆弱性評価	対応番号
避難行動要支援者等への対応	災害時に一般の人と同じように避難行動を行うことができない避難行動要支援者については、地域主体による避難支援体制を確保するため、あらかじめ名簿情報を整備しておく必要がある。本市の浸水想定区域内における要配慮者利用施設としては、老人福祉施設等 12 施設、認定こども園 3 施設、保育所等 9 施設、医療機関 8 施設が指定されている。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設としては、学校等 6 施設が指定されている。これらの施設については、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、水害に備えた対応が必要である。	1-3、1-4、7-3
医療施設の耐震化	本市における 2 つの診療所については、新耐震基準に準じた建物である。一方、地域災害拠点病院である地方独立行政法人西都児湯医療センターについては、平成 30(2018)年度に耐震補強工事を完了した。	2-4
医療施設・設備の充実	病院機能を維持していくために、大規模災害時の業務継続を念頭に置いた非常用電源や受水槽の整備などの対策をあらかじめ講じておくことが必要である。	2-4
医療施設 BCP の策定	南海トラフ地震に伴い、最大で死者約 200 人、負傷者約 810 人、重傷者約 460 人と想定されている。大規模災害時においても病院機能を継続するとともに、被災者を含めたすべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して、継ぎ目無く円滑に行うことを目的に、平成 29(2017)年度に業務継続計画(BCP)を策定した。	2-4
感染症予防対策の推進	避難所における感染症予防･衛生対策のため、平時から予防接種を促進し、感染症の発生を防止するとともに感染症に対する市民への周知や体制を構築しておく必要がある。	2-5
衛生・防疫体制の確立	避難所において感染症の拡大を防ぐため、避難所における防疫措置の徹底を図るための体制を確立しておく必要がある。	2-5、6-3
福祉避難所の確保	指定避難所内での生活が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者等を収容するため、福祉避難所を指定する必要がある。	2-6
福祉避難所 BCP の策定	南海トラフ地震に伴う災害時要援護者(要配慮者)は被災 1 週間後で最大 3,500 人と想定されている。このうち、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者等が災害時に利用する福祉施設の被災及び機能停止は、避難者の生命や生活の維持に関わることから、災害時にも施設の機能と業務が継続される必要がある。	2-6

施策	脆弱性評価	対応番号
合併処理浄化槽の整備	大地震発生時において、老朽化した単独処理浄化槽では破損する恐れが高いことから、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。	6-3

④エネルギー・情報通信

施策	脆弱性評価	対応番号
多様な伝達手段の活用	災害等※の種別や性質により、適切な情報伝達方法は異なること、また、受け手となる市民等の情報通信環境の変化やニーズの多様化に対応するため、多様な伝達手段により災害情報の発信を行っていく必要がある。 ※国民保護事案も含む。	1-3、1-4、4-2、4-3、7-3
戸別受信機の配布	防災行政無線の不感地域や携帯電話の電波の入りにくい地域においては、避難情報等を迅速･確実に伝達できないことや、各種の支援情報の伝達の遅れが懸念されるため、各世帯に対して信頼性の高い情報伝達手段の整備を行っていく必要がある。	2-2、4-2、4-3
非常用電源の設置	南海トラフ地震に伴う不通回線率（停波基地局率）は、最大で固定電話が98%、携帯電話で91%と想定されており、ほとんど利用ができない状況となる。大規模災害時に市民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な防災行政無線を安定的に使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等についての整備が必要である。	4-1、4-3
防災行政無線のデジタル化	市民等の避難行動の実効性を高めていくためには、避難情報に係る表現を高度化し、よりわかりやすい形式での伝達方法としていく必要がある。そのため、より大容量の情報の伝送が可能な方式に移行することが必要である。 ※防災行政無線のデジタル化を平成22(2010)年に実施。	4-3
災害対応力の強化	平成 28(2016)年 4 月の熊本地震においては、災害時における燃料供給拠点としてのサービスステーション(SS)の重要性が認識されている。自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域住民が継続して給油等を受けることができる「住民拠点 SS」の整備など災害対応力の強化を図ることが必要である。	5-2

⑤産業

施策	脆弱性評価	対応番号
事業所 BCP の策定	宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、生産･サービス低下による影響は宮崎県全体で最大約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所業務継続計画（BCP）の策定を促進することが必要である。	5-1、5-2、8-6
金融支援制度に係る情報共有	被災した事業者（特に、中小企業者）が早期に事業を再開できるように、各種金融支援制度について、県や関係金融機関などとの情報共有を図り、災害時には円滑に活用できるようにする必要がある。	5-1
就業環境の改善	公共事業の担い手である建設業では、若年入職者の減少、労働者の高齢化の進展など担い手不足が懸念されている。これにより、復興活動が大幅に遅れる恐れがあることから、建設業における担い手確保に向けた就業環境の改善を図る必要がある。	8-2
風評被害払拭に係る情報発信	大規模災害時における誤認識や消費者等の過剰反応、安全性に伴う不安等による風評被害を防ぐため、災害時の広報のあり方を検討しておく必要がある。	8-6

⑥交通・物流

施策	脆弱性評価	対応番号
食料や生活必需品の備蓄	大規模災害時には大量の物資が必要となることから、国からのプッシュ支援を受けられるまでの間に必要な備蓄を市として計画的に進めていくことが必要である。 また、大規模災害時には行政による各種生活支援等が即座には行き渡らない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進しておく必要がある。	2-1、2-2、2-6
物資確保に向けた連携体制の構築	大規模災害時には、行政だけでは物資の確保や搬送等が困難なケースも想定されることから、必要となる物資を円滑に受け入れ、避難所等へ搬送することができる体制を構築しておく必要がある。	2-1
緊急時ヘリコプター離着陸場の設定	大規模災害による道路網の寸断により孤立可能性のある集落等に対する救急救助活動、救援物資搬送等の迅速化を図るため、緊急時のヘリコプター離着陸場を確保することが必要である。	2-2
関係機関との連携強化（協定の締結等）	集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模な災害を想定した迅速な道路啓開の具体的な方法等について関係機関との連携体制を強化する必要がある。	2-2、6-4

施策	脆弱性評価	対応番号
物資の集積拠点の整備	大規模災害時には、大量の物資が必要となることから、あらかじめ物資の集積拠点を整備しておく必要がある。また、安定的な食料供給体制に必要な生産団地の整備及び3箇所ある地域内輸送拠点を維持する必要がある。	5-5
協力体制の構築	大規模災害時においても食料や飲料水等の物資の安定供給を図るため、あらかじめ関係機関との連携や調整など協力体制を構築しておく必要がある。	5-5

⑦農林水産

施策	脆弱性評価	対応番号
農業用施設等の耐震化・長寿命化	農業用施設･営農飲雑用水施設の劣化や損壊により、大規模災害時にさらなる被害を拡大させないため、農業用施設等の耐震化･長寿命化を促進していく必要がある。	7-5
農地・森林機能の維持・向上	農地は、国土の保全、水源涵養などの多面的機能を有しているが、近年の過疎化、高齢化、混住化の進行に伴い地域の共同活動に支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、森林の適正管理を行うことで、本来森林が持つ水源涵養機能や、災害防止機能などの多面的機能を発揮し、表土崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。	7-5

⑧国土保全

施策	脆弱性評価	対応番号
河川改修等による災害対策	本市は、過去において台風及び集中豪雨による多くの災害を記録し、その都度多大な被害をこうむってきた。近年では平成17(2005)年9月5～6日にかけて襲来した台風14号により一ツ瀬川、三財川、三納川周辺の市街地、田畑が浸水し多数の被害が発生している。また、庄手2号ため池は平成30(2018)年9月29～30日にかけての台風24号の影響により、堤体が決壊し、市街地の一部が浸水する被害を出しており、今後は、洪水等による浸水被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携した河川整備や排水対策の継続的な推進が必要である。 さらに、浸水被害の危険性の高いハザードエリアに対しては開発を抑制し、移転を促進するなど対策を講じる必要がある。	1-3、8-3
避難勧告・避難指示の的確な運用	避難勧告等の発令の遅れによる河川の洪水氾濫や土砂災害等に伴う人的被害を発生させないため、災害の種別により明確な発令判断基準を設定し、適切な運用を図ることが必要である。	1-3、1-4

施策	脆弱性評価	対応番号
防災マップの策定･周知	災害発生が予想される場合あるいは災害が発生した場合、市民に対し迅速かつ的確な情報伝達を図るために、防災マップやため池ハザードマップを活用した災害危険箇所や適切な避難先、避難手段等の周知を行っていく必要がある。また、作成した防災マップ等について定期的な更新を行う必要がある。	1-3、1-4、7-3
避難行動要支援者等への対応 [③再掲]	災害時に一般の人と同じように避難行動を行うことができない避難行動要支援者については、地域主体による避難支援体制を確保するため、あらかじめ名簿情報を整備しておく必要がある。本市の浸水想定区域内における要配慮者利用施設としては、老人福祉施設等 12 施設、認定こども園 3 施設、保育所等 9 施設、医療機関 8 施設が指定されている。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設としては、学校等 6 施設が指定されている。これらの施設については、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、水害に備えた対応が必要である。	1-3、1-4、7-3
土砂災害対策	火山災害に関しては、霧島山の噴火に伴う降灰の影響が想定される。また、土砂災害に関しては、土砂災害危険箇所に対して、土砂災害警戒区域(土石流)82 区域、土砂災害警戒区域(急傾斜)136 区域、土砂災害特別警戒区域(土石流)45 区域、土砂災害特別警戒区域(急傾斜)133 区域となっている。このような土砂災害危険の恐れのある区域については区域指定後速やかに土砂災害の防止に向けた対策を実施していく必要がある。 さらに、土砂災害の危険性が高いハザードエリアに対しては開発を抑制し、移転を促進するなど対策を講じる必要がある。	1-4、7-3
山地災害対策	山地災害については、斜面の崩壊等による直接被害のほか、道路等の寸断による集落の孤立といった間接的な被害も想定されることから、直接･間接被害の軽減に向けて引き続き治山施設の整備を行っていくことが必要である。	1-4
孤立化の発生抑制	南海トラフ地震による揺れ等に伴い発生する孤立集落数は、農業集落において 8 集落と想定されている(市域での箇所数の合計は 16)。これらの集落の長期にわたる孤立化を防ぐために、必要な治山事業や避難路あるいは代替輸送路を確保する必要がある。	2-2
主要な道路の改修	宮崎県の調査によれば、南海トラフ地震に伴う経済被害として、道路寸断による影響は宮崎県全体で約 0.9 兆円と試算されている。本市においても、このような道路寸断によって多大	5-1、5-4、6-4

	な経済被害を被るおそれがあることから、防災拠点をつなぐ主要道路（緊急輸送道路等）の改修等を行い、交通ネットワークの強化を図る必要がある。	

施策	脆弱性評価	対応番号
橋梁やトンネル等の改修	災害時における人流・物流の寸断を抑止・機能確保するため、市域の老朽化した橋梁やトンネルの耐震化・長寿命化や道路・林道の維持・補修等を行うことにより、輸送路としての機能を確保する必要がある。	6-4

⑨環境

施策	脆弱性評価	対応番号
有害物質の飛散・流出防止対策	大規模災害に伴う工場等の損壊による有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、あらかじめ関係機関との連携による対策を講じておく必要がある。	7-4
災害廃棄物処理実施計画に基づく訓練の実施	大規模災害時における災害廃棄物を迅速・安全かつ衛生的に処理することを目的とした災害廃棄物処理計画を策定し、その処理の実効性を高めるための訓練を実施していく必要がある。	8-1
災害廃棄物仮置き場の確保	南海トラフ地震に伴い発生する災害廃棄物は概ね 40 万トンと想定されている。大規模災害時においては、大量の災害廃棄物が発生することを念頭に置き、災害廃棄物の仮置き場を適切に維持する必要がある。	8-1
一般廃棄物処理業者等との協定締結	大規模災害時には、災害廃棄物の大量発生が想定されることから、一般廃棄物処理業者等との協定を締結するなど、災害発生時の廃棄物処理の実効性を高めておく必要がある。	8-1

（２）横断的分野

①リスクコミュニケーション

脆弱性評価
● 大規模災害時には、職員も被災するほか、甚大な被害規模のため行政の災害対応能力にも限界があることから、自助・共助による防災活動を市民等が自発的に行えるよう地域の防災力を向上する必要がある。 ● 大規模災害時には、行政による公助に限りがあるため、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要であることから、本市においても自治会単位での防災活動が災害時に機能するよう、地区防災計画の策定を進めていく必要がある。 ● 災害等の種別や性質により、適切な情報伝達方法は異なること、また、受け手となる市民等の情報通信環境の変化やニーズの多様化に対応するため、多様な伝達手段により災害情報の発信を行っていく必要がある。 ● 大規模災害時には行政による各種生活支援等が即座には行き渡らない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進しておく必要がある。

②老朽化対策

脆弱性評価
● 本市における防災上必要な施設のうち、旧耐震基準の時期に建設された建物で、耐震性能が満足できていない、又は未確認のものについては、必要に応じて確認・耐震改修を進めていく必要がある。特に、市役所本庁舎については、昭和 39(1964)年に建設された建物で、耐震性も低いことから、早めの建替えが必要である。 ● 本市の水源は現在地下水を利用しているため、良質な水を効率よく安定的に供給している。今後とも、安定給水と施設の安全性の向上を目指していくためには、老朽化しつつある施設・管路の更新、地震等の災害対策を推進していく必要がある。 ● 農業集落排水事業は、都市計画区域外の農業集落を主対象として平成 4(1992)年に着手し、黒生野・三財川南・岩崎の 3 地区で供用開始している。今後は、機能診断の結果を踏まえて、施設の改修を行っていく必要がある。 ● 本市における避難所のうち、旧耐震基準の時期に建設された建物で、耐震性能が満足できていない、又は未確認のものについては、必要に応じて確認・耐震改修を進め指定避難所としての機能を確保する必要がある。 ● 災害時における人流・物流の寸断を抑止・機能確保するため、市域の老朽化した橋梁やトンネルの耐震化・長寿命化や道路・林道の維持・補修等を行うことにより、輸送路としての機能を確保する必要がある。 ● 公共下水道事業は、平成 2 年に西都市浄化センターが供用開始している。今後は、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を行っていく必要がある。

③広域連携

脆弱性評価
● 南海トラフ地震において、揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数は最大で約 640 人と想定されている。要救助者を含め被災者に対し救助・救急活動を迅速に行っていくためには、周辺の非被災自治体との連携による広域的な消防体制の強化を図る必要がある。 ● 災害対応を迅速に行っていくためには、周辺自治体との連携による広域的な応援体制の強化を図る必要がある。 ● 大規模災害時においても食料や飲料水等の物資の安定供給を図るため、あらかじめ関係機関との連携や調整など協力体制を構築しておく必要がある。 ● 大規模災害による被災者への水供給の長期停止を防ぐため、あらかじめ周辺の非被災自治体の水道事業者からの応援を念頭においた応急・復旧対策を講じておく必要がある。 ● 大規模災害時において、災害復旧、復興の支援を行うボランティアや NPO を円滑に受け入れるため、あらかじめ、社会福祉協議会等との連携体制を確立しておく必要がある。

④地域活性化

脆弱性評価
● 大規模災害時には、治安の悪化や社会の混乱が生じる可能性があることから、自主防災組織の充実や地域の防災リーダーとなる防災士の養成などを通じた、地域による防災・防犯体制の強化が必要である。 ● 平成 28(2016)年 4 月の熊本地震においては、災害時における燃料供給拠点としてのサービスステーション(SS)の重要性が認識されている。自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域住民が継続して給油等を受けることができる「住民拠点 SS」の整備など災害対応力の強化を図ることが必要である。

第５章　リスクシナリオごとの推進方針

第３章で設定したリスクシナリオについて、本市としての国土強靱化を推進するための方針を整理します。

整理にあたっては、別紙資料１「起きてはならない最悪の事態」の整理に示した「施策・推進方針」「担当課・機関」「主な施策・事業」「評価」と対応するものとし、該当するリスクシナリオごとにまとめて示すものとします。

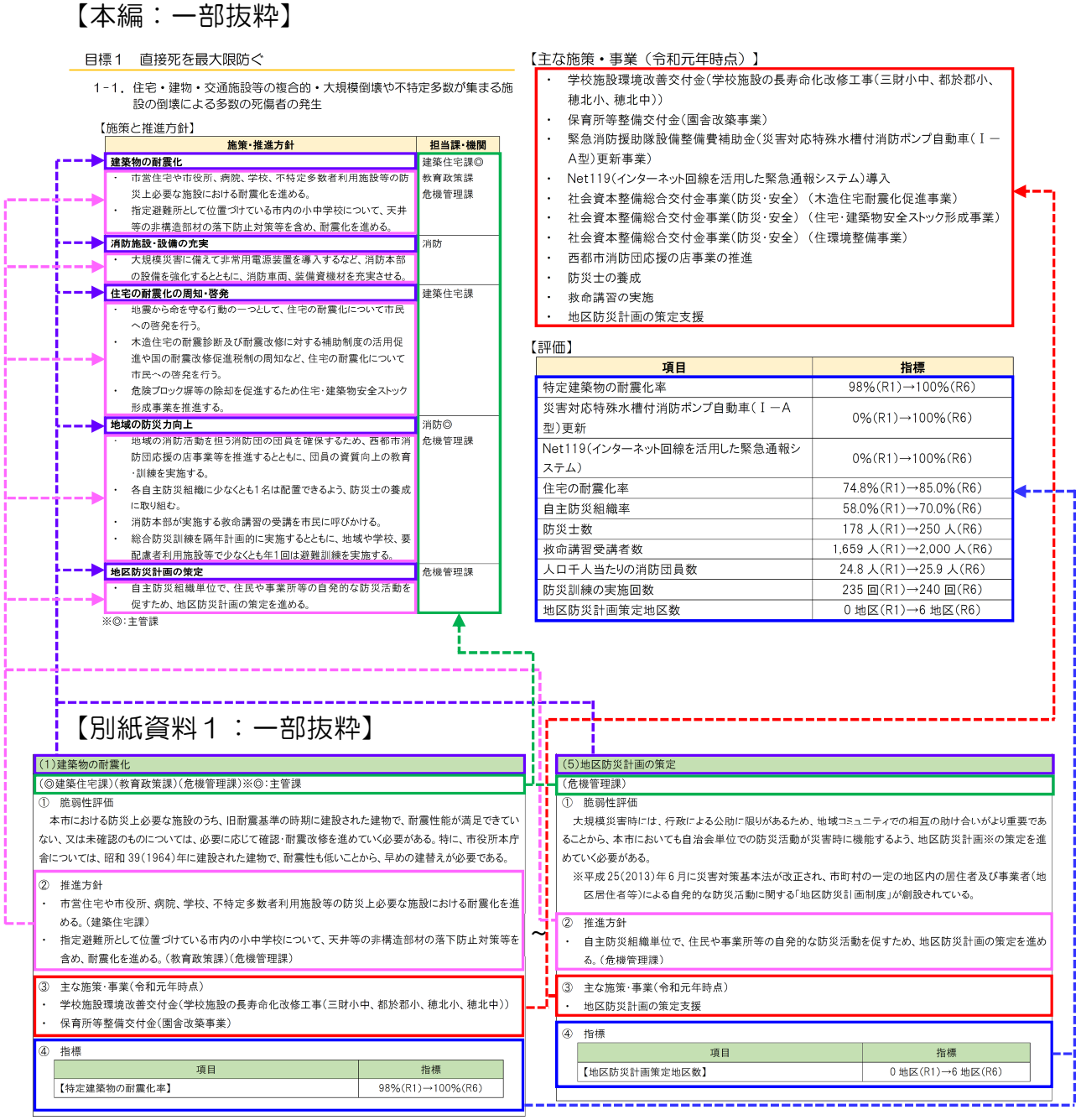

図 5-1.「本編における推進方針」と「別紙資料 1」との対応関係

目標１　直接死を最大限防ぐ

１－１．住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
建築物の耐震化 ・ 市営住宅や市役所、病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上必要な施設における耐震化を進める。 ・ 指定避難所として位置づけている市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。	建築住宅課◎ 教育政策課 危機管理課
消防施設・設備の充実 ・ 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。	消防
住宅の耐震化の周知・啓発 ・ 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。 ・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知など、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。 ・ 住宅の耐震化を促進するため住宅･建築物安全ストック形成事業を推進する。	建築住宅課
地域の防災力向上 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育･訓練を実施する。 ・ 各自主防災組織に少なくとも１名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。 ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。 ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年１回は避難訓練を実施する。	消防◎ 危機管理課
地区防災計画の策定 ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。	危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和６年時点）】

- 学校施設環境改善交付金（学校施設の長寿命化改修工事（三財小中、都於郡小、穂北小、穂北中））
- 保育所等整備交付金（園舎改築事業）
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－A型）更新事業）
- Net119（インターネット回線を活用した緊急通報システム）導入
- 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（住宅・建築物安全ストック形成事業（木造住宅耐震化促進事業））
- 西都市消防団応援の店事業の推進
- 防災士の養成
- 救命講習の実施
- 地区防災計画の策定支援
- 学校施設環境改善交付金（第1体育館改修工事（西都中））

【評価】

項目	指標
特定建築物の耐震化率	98%（R1）→100%（R6）
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－A型）更新	0%（R1）→100%（R6）
Net119（インターネット回線を活用した緊急通報システム）	0%（R1）→100%（R6）
住宅の耐震化率	74.8%（R1）→85.0%（R6）
自主防災組織率	58.0%（R1）→70.0%（R6）
防災士数	178 人（R1）→250 人（R6）
救命講習受講者数	1,659 人（R1）→2,000 人（R6）
人口千人当たりの消防団員数	24.8 人（R1）→25.9 人（R6）
防災訓練の実施回数	235 回（R1）→240 回（R6）
地区防災計画策定地区数	0 地区（R1）→6 地区（R6）

1-2. 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
避難場所の指定・整備 ・ 公園や学校グラウンド等を指定緊急避難場所としての指定を進め、大規模火災等における延焼遮断や、避難地となる都市公園、緑地等の整備の推進を図る。	危機管理課◎ 建設課
消防施設・設備の充実 ※1−1再掲 ・ 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。	消防
防火対策の周知・啓発 ・ 防火について、防災訓練や広報媒体を通じて住民への周知・啓発を行う。 ・ 住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促進するため、市民に対する啓発活動を行う。 ・ 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を市民に啓発する。	消防
地域の防災力向上 ※1−1再掲 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。 ・ 各自主防災組織に少なくとも１名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。 ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。 ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年１回は避難訓練を実施する。	消防◎ 危機管理課
地区防災計画の策定 ※1−1再掲 ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。	危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 避難地となる公園･緑地の整備
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－A型）更新事業）[1-1 再掲]
- Net119（インターネット回線を活用した緊急通報システム）導入[1-1 再掲]
- 住宅用火災警報器の設置促進
- 感震ブレーカーの普及促進
- 西都市消防団応援の店事業の推進[1-1 再掲]
- 防災士の養成[1-1 再掲]
- 救命講習の実施[1-1 再掲]
- 地区防災計画の策定支援[1-1 再掲]

【評価】

項目	指標
新たな公園･緑地の整備箇所数	1箇所（R6）
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－A型）更新[1-1 再掲]	0%（R1）→100%（R6）
Net119（インターネット回線を活用した緊急通報システム）[1-1 再掲]	0%（R1）→100%（R6）
住宅用火災警報器の設置率	80.1%（R1）→85.0%（R6）
住宅用火災警報器の条例適合率	70.2%（R1）→75.0%（R6）
自主防災組織率[1-1 再掲]	58.0%（R1）→70.0%（R6）
防災士数[1-1 再掲]	178 人（R1）→250 人（R6）
救命講習受講者数[1-1 再掲]	1,659 人（R1）→2,000 人（R6）
人口千人当たりの消防団員数[1-1 再掲]	24.8 人（R1）→25.9 人（R6）
防災訓練の実施回数[1-1 再掲]	235 回（R1）→240 回（R6）
地区防災計画策定地区数[1-1 再掲]	0 地区（R1）→6 地区（R6）

1－3．突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
河川改修等による災害対策 ・ 浸水被害の軽減に向けて、関係機関とともに一ツ瀬川の河川整備やため池整備、排水対策等を継続的に推進する。 ・ 立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。	建設課◎ 農林課 宮崎県
避難勧告・避難指示の的確な運用 ・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令基準を災害の種別により設定し、的確な運用を行う。	危機管理課
防災マップの策定・周知 ・ 市民等への防災マップの周知を徹底するとともに、定期的な防災マップ※の見直しと、その内容の充実を図る。 ※防災マップとして、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップをまとめている。 ・ 市民等へのため池ハザードマップの周知を徹底するとともに、定期的な見直しを図る。 ・ 市民等への山地災害危険地区の周知を図るとともに、県と連携して適切に見直しを行う。	危機管理課◎ 建設課 農林課
避難行動要支援者等への対応 ・ 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供については、西都市個人情報保護条例及び要支援者本人の同意に基づき実施する。 ・ 避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する。 ・ 要配慮者利用施設において避難確保計画の策定と避難訓練の実施を促す。	福祉事務所◎ 危機管理課
多様な伝達手段の活用 ・ 防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。 ・ 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。 ・ 市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。	危機管理課
地域の防災力向上 ・ 各自主防災組織に少なくとも１名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。 ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。 ・ 風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について市民への啓発を行う。	危機管理課◎ 消防
地区防災計画の策定　※1−1再掲 ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。	危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和６年時点）】

- 農村地域防災減災事業
- 農業水路等長寿命化防災減災事業
- 防災マップの見直し
- ため池ハザードマップの見直し
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- 防災情報メールや緊急速報メールの配信
- 防災士の養成
- 救命講習の実施
- 地区防災計画の策定支援[1-1 再掲]
- 立地適正化計画の策定

【評価】

項目	指標
ため池の耐震化	0 箇所(R1)→1 箇所(R6)
一ツ瀬川の改修（堤防補強・河道掘削）	L=145m、V=37,200m³(R1) →整備推進(R6)
三財川の改修（堤防補強・河道掘削）	L=1,240m、V=67,000m³(R1) →整備推進(R6)
ため池決壊時の浸水想定区域の公表	31 箇所(R3)
避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供	実施(R2)
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定	12 施設(R1)→38 施設(R6)
防災・防犯メールの登録者数	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)
防災士数	178 人(R1)→250 人(R6)
救命講習受講者数	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
地区防災計画策定地区数[1-1 再掲]	0 地区(R1)→6 地区(R6)

1－4．霧島山の大規模な火山噴火（降灰）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
土砂災害対策 ・ 土砂災害防止施設による土砂災害対策を行う。 ・ 立地適正化計画を策定し、ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。	建設課◎ 宮崎県
山地災害対策 ・ 治山事業等による集落の防災面の整備を推進するとともに、災害時のう回路となる林道などの整備を進める。	建設課◎ 宮崎県
避難勧告・避難指示の的確な運用　※1−3再掲 ・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令基準を災害の種別により設定し、的確な運用を行う。	危機管理課
防災マップの策定・周知　※1−3再掲 ・ 市民等への防災マップの周知を徹底するとともに、定期的な防災マップ※の見直しと、その内容の充実を図る。 ※防災マップとして、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップをまとめている。 ・ 市民等へのため池ハザードマップの周知を徹底するとともに、定期的な見直しを図る。 ・ 市民等への山地災害危険地区の周知を図るとともに、県と連携して適切に見直しを行う。	危機管理課◎ 建設課 農林課
避難行動要支援者等への対応　※1−3再掲 ・ 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供については、西都市個人情報保護条例及び要支援者本人の同意に基づき実施する。 ・ 避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する。 ・ 要配慮者利用施設において避難確保計画の策定と避難訓練の実施を促す。	福祉事務所◎ 危機管理課
多様な伝達手段の活用　※1−3再掲 ・ 防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。 ・ 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。 ・ 市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。	危機管理課
地域の防災力向上　※1−1再掲 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。 ・ 各自主防災組織に少なくとも１名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。 ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。	消防◎ 危機管理課

・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。	

施策・推進方針	担当課
地区防災計画の策定 ※1−1再掲 ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。	危機管理課

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和６年時点）】

- 防災･安全交付金
- 県単補助治山事業(自然災害防止治山事業)
- 県単補助治山事業(県単集落防災事業)
- 辺地債道路改良事業
- 地方創生道整備推進交付金事業
- 森林環境保全整備事業(林業生産基盤整備道改良事業)
- 森林環境保全整備事業(森林資源循環利用林道整備事業)
- 社会資本整備総合交付金事業(防災･安全) (征矢抜地区(急傾斜)の整備)
- 農山漁村地域整備交付金事業
- 治山事業(補助)
- 防災マップの見直し[1-3 再掲]
- ため池ハザードマップの見直し[1-3 再掲]
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定[1-3 再掲]
- 防災情報メールや緊急速報メールの配信[1-3 再掲]
- 西都市消防団応援の店事業の推進[1-1 再掲]
- 防災士の養成[1-1 再掲]
- 救命講習の実施[1-1 再掲]
- 地区防災計画の策定支援[1-1 再掲]
- 立地適正化計画の策定[1-3 再掲]

【評価】

項目	指標
征矢抜地区(急傾斜)の整備	未整備(R1)→整備(R4)
ため池決壊時の浸水想定区域の公表[1-3 再掲]	31 箇所(R3)
避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供[1-3 再掲]	実施(R2)
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定[1-3 再掲]	12 施設(R1)→38 施設(R6)
防災･防犯メールの登録者数[1-3 再掲]	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)
自主防災組織率[1-1 再掲]	58.0%(R1)→70.0%(R6)
防災士数[1-1 再掲]	178 人(R1)→250 人(R6)
救命講習受講者数[1-1 再掲]	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
人口千人当たりの消防団員数[1-1 再掲]	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)

防災訓練の実施回数[1-1 再掲]	235 回(R1)→240 回(R6)
地区防災計画策定地区数[1-1 再掲]	0 地区(R1)→6 地区(R6)

目標２　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1．被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
上水道施設の耐震化 ・　上水道施設について、老朽施設の更新等とともに、施設の耐震化や危機管理体制の強化など災害に強い水道システムの構築を推進する。	上下水道課
食料や生活必需品の備蓄 ・　家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。 ・　市（避難所を含む）において、宮崎県備蓄基本指針を目標として計画的な備蓄を進める。	危機管理課
物資確保に向けた連携体制の構築 ・　策定した受援計画に基づき、支援物資の円滑な受入れや搬送を可能とする体制を構築する。 ・　災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等との間で物資調達・供給確保のための協定締結を進める。 ※民間事業者等との協定としては、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（災害時における応援物資提供に関する協定）、サントリービバレッジサービス株式会社（緊急時対応型飲料水自動販売機・通常自動販売機の設置に関する協定）などがある。	危機管理課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 災害に強い水道システムの構築
- 備蓄指針の運用
- 計画的な備蓄の推進
- 西都市災害時受援計画の運用
- 物資の搬送に係る民間事業者等との協定締結

【評価】

項目	指標
上水道の耐震適合率	7.0%（R1）→19.0%（R6）
市の備蓄率	60.0%（R1）→100%（R6）
物資の搬送に係る民間事業者等との協定締結数	0 件（R1）→2 件（R6）

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
孤立化の発生抑制 ・ 治山事業等による集落の防災面の整備を推進するとともに、災害時のう回路となる市道・林道などの整備を進める。	建設課◎ 宮崎県
食料や生活必需品の備蓄 ・ 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。	危機管理課
戸別受信機の配布 ・ 防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオの配布を進める。	危機管理課
緊急時ヘリコプター離着陸場の設定 ・ 孤立等の想定される地域に対して空からのアクセスが可能となるよう、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場となる地点を最低 2 箇所以上設定しておく。	危機管理課◎ 消防
関係機関との連携強化（協定の締結等） ・ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。	建設課◎ 危機管理課
地区防災計画の策定 ※1-1再掲 ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。	危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 県単補助治山事業（自然災害防止治山事業）
- 県単補助治山事業（県単集落防災事業）
- 辺地債道路改良事業
- 地方創生道整備推進交付金事業
- 森林環境保全整備事業（林業生産基盤整備道改良事業）
- 森林環境保全整備事業（森林資源循環利用林道整備事業）
- 電源立地地域対策交付金事業
- 農山漁村地域整備交付金事業
- 治山事業（補助）
- 備蓄指針の運用
- 戸別受信機及び防災ラジオの配布
- 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定
- 関係機関と連携した協定に基づく訓練の実施
- 地区防災計画の策定支援[1-1 再掲]

【評価】

項目	指標
林道舗装率	84.0%(R1)→88.0%(R6)
戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数	8,700 戸(R1)→12,000 戸(R6)
緊急時ヘリコプター離着陸場の指定数	25 箇所(R1)→26 箇所(R6)
協定に基づく訓練の実施回数	1 回(R1)→1 回(R6)
地区防災計画策定地区数[1-1 再掲]	0 地区(R1)→6 地区(R6)

2-3. 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
消防施設・設備の充実 ※1-1再掲 ・ 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。	消防
広域的な消防体制の確立 ・ 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき広域的な消防体制の確立を図る。	消防
地域の防災力向上 ※1-1再掲 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。 ・ 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。 ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。 ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。	消防◎ 危機管理課
地区防災計画の策定 ※1-1再掲 ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。	危機管理課

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅰ-A型)更新事業)[1-1 再掲]
- Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)導入[1-1 再掲]
- 応援協定の締結
- 宮崎県消防相互応援協定
- 緊急消防援助隊
- 西都市消防団応援の店事業の推進[1-1 再掲]
- 防災士の養成[1-1 再掲]
- 救命講習の実施[1-1 再掲]
- 地区防災計画の策定支援[1-1 再掲]

【評価】

項目	指標
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅰ－A型)更新[1-1 再掲]	0%(R1)→100%(R6)
Net119(インターネット回線を活用した緊急通報システム)[1-1 再掲]	0%(R1)→100%(R6)
新たな協定締結団体数	0 団体(R1)→1 団体(R6)
自主防災組織率[1-1 再掲]	58.0%(R1)→70.0%(R6)
防災士数[1-1 再掲]	178 人(R1)→250 人(R6)
救命講習受講者数[1-1 再掲]	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
人口千人当たりの消防団員数[1-1 再掲]	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)
防災訓練の実施回数[1-1 再掲]	235 回(R1)→240 回(R6)
地区防災計画策定地区数[1-1 再掲]	0 地区(R1)→6 地区(R6)

2-4. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
医療施設・設備の充実 ・ 地域災害拠点病院として指定されている地方独立行政法人西都児湯医療センターの施設整備に合わせ、非常用電源や受水槽の整備を行う。	地域医療対策室
医療施設 BCP の策定 ・ 大規模災害時においても、病院機能を継続するため、医療施設 BCP の的確な運用を図る。	地域医療対策室

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・ 地方独立行政法人西都児湯医療センターの施設整備に合わせた防災機能の強化

【評価】

項目	指標
地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本計画の策定	実施(R2)

2-5. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
農業集落排水施設の老朽化対策 ・ 農業集落排水施設について、老朽化に伴う改修工事等を推進する。 ※農業集落排水施設の機能診断は実施済。 ・ 黒生野地区は、公共下水道への接続についての検討を行う必要がある。	農林課◎ 上下水道課
感染症予防対策の推進 ・ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。 ・ 平成 30(2018)年 7 月以降、風しんの患者数が増加しているが、患者の中心は 30 代から 50 代の男性である。これは、風しんの予防接種の機会を与えられなかった昭和 37(1962)年 4 月 2 日から昭和 54(1979)年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を中心に風しんの抗体を持たない者が一定数存在していることが理由である。このため、上記期間に生まれた男性に対し、抗体検査を無料で実施し、十分な量の抗体がないことが判明した者に無料で定期接種を行う追加的対策を実施する。 ・ 避難所開設時に必要な消毒液及びマスク等の備蓄を行う。	健康管理課◎ 危機管理課
衛生・防疫体制の確立 ・ 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。 ・ 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレや段ボールベッド等を備蓄する。 ・ 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持する。	危機管理課◎ 福祉事務所 健康管理課
下水道 BCP の策定・下水道施設の老朽化対策 ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道 BCP に基づく訓練を行う。 ・ 下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づいた改築更新を実施する。 ・ 終末処理場において、し尿・浄化槽汚泥の受入施設整備を検討する。	上下水道課◎ 生活環境課

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和６年時点）】

- 農山漁村地域整備交付金事業（農業集落排水施設の老朽化対策）
- 農村整備事業
- 市民への健康診断の実施
- 市民への予防接種の実施
- 昭和 37（1962）年 4 月 2 日から昭和 54（1979）年 4 月 1 日までの間に生まれた男性への風しんに関する追加的対策を実施
- 避難所運営マニュアルの策定
- 簡易トイレの備蓄
- 段ボールベッド等の配備
- 下水道 BCP の運用
- 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（下水道施設の老朽化対策）
- 地方創生整備推進交付金（終末処理場における、し尿・浄化槽汚泥受入施設整備）
- 学校施設環境改善交付金（北校舎トイレ改修工事（西都中））

【評価】

項目	指標
予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率	100%（R6）
「避難所運営マニュアル」の策定	策定（R2）
市における簡易トイレ備蓄数	12,200 回分（R1） →35,000 回分（R6）
段ボールベッド等の配備	10 個（R1）→100 個（R6）
下水道 BCP に基づく訓練	年に 1 回実施

2-6. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
避難所の耐震化 ・ 避難所として位置づけている市内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進める。 ・ 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図る。	危機管理課◎ 教育政策課 建築住宅課
被災者台帳システムの導入 ・ 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図る。	危機管理課◎ 市民課
仮設住宅の用地確保 ・ 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行う。	財政課◎ 建築住宅課
福祉避難所の確保 ・ 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの避難行動要支援者等が避難できるよう、福祉避難所を確保する。 ※市内には 7 箇所が福祉避難所に指定されている。	福祉事務所
福祉避難所 BCP の策定 ・ 福祉避難所として指定されている社会福祉施設において、大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、BCP を策定することを促進する。	福祉事務所
被災建築物応急危険度判定体制の構築 ・ 被災建築物応急危険度判定コーディネーターを養成する。	建築住宅課
食料や生活必需品の備蓄 ※2-1再掲 ・ 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促す。 ・ 市（避難所を含む）において、宮崎県備蓄基本指針を目標として計画的な備蓄を進める。	危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 被災者台帳システムの導入
- 仮設住宅の用地確保（候補地の選定）の推進
- 福祉避難所の指定
- 福祉避難所 BCP の策定
- 被害認定調査に係る研修の実施
- 備蓄指針の運用[2-1 再掲]
- 計画的な備蓄の推進[2-1 再掲]

【評価】

項目	指標
被災者台帳システムの導入	代替えシステム等の導入(R6)
仮設住宅の用地確保(候補地の選定)数	23 箇所(R1)→35 箇所(R6)
福祉避難所指定数	7 箇所(R1)→8 箇所(R6)
福祉避難所 BCP を策定している福祉避難所数	0 箇所(R1)→7 箇所(R6)
被災建築物応急危険度判定コーディネーターの人数	1 人(R1)→5 人(R6)
市の備蓄率[2-1 再掲]	60.0%(R1)→100%(R6)

目標３　必要不可欠な行政機能は確保する

3-1．被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
地域の防犯・事故防止能力向上 ・ 地域安全、交通安全、自主防災、各組織等の災害時に備えた体制整備、活動支援及び知識の普及啓発を行う。 ・ 市民への意識及び知識の向上等危機対応能力醸成に向けた取組を実施する。	生活環境課◎ 危機管理課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・ 交通安全対策事業
・ 地域安全対策事業
・ 自主防災組織の育成
・ 防災士の養成

【評価】

項目	指標
交通安全関係団体等への災害時対応研修	0 回(R1)→3 回(R6)
地域安全関係団体等への災害時対応研修	0 回(R1)→3 回(R6)
自主防災組織率	58.0%(R1)→70.0%(R6)
防災士数	178 人(R1)→250 人(R6)

※◎:主管課

3-2．市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
代替拠点の確保 ・ 防災拠点となる庁舎が被災した場合に備え、コミュニティセンターや西都市民体育館等の防災拠点としての機能確保を進める。	財政課◎ 総務課
非常用電源設備の導入 ・ 災害対策本部が設置される庁舎に 72 時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに、近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。 ※災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定を宮崎県石油商業組合と平成 29(2017)年 3 月に締結済み。	財政課
業務システムのクラウド化 ・ 災害発生時に各種行政データを保全するため、業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図る。	総合政策課

施策・推進方針	担当課
災害対策本部設置訓練の実施 ・ 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置（機器の設置及び職員参集）訓練を行う。	危機管理課
BCP に基づく訓練 ・ 策定した BCP に基づく訓練、計画の見直しを行う。	危機管理課
災害時職員用初動マニュアルの作成・周知 ・ 災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害時職員用初動マニュアルを的確に運用し、各職場での研修及び訓練等を通じて、その周知徹底を図る。	危機管理課
広域応援体制の構築 ・ 平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設及び設備の充実を図る。	危機管理課◎ 総務課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 代替拠点の確保
- 庁舎への非常用電源設備の導入
- 業務システムのクラウド化
- 災害対策本部設置訓練の実施
- BCP に基づく訓練の実施
- 災害時職員用初動マニュアルの運用
- 応援協定の締結

【評価】

項目	指標
代替拠点の確保数	1 箇所（R1）→2 箇所（R6）
使用可能時間が 72 時間以上の非常用電源設備の導入	導入（R3）
クラウド化した業務システムの割合	0%（R1）→100%（R6）
災害対策本部設置訓練の実施回数	年に 1 回実施
BCP に基づく訓練の実施回数	年 0 回（R1）→年 1 回（R6）
災害時職員用初動マニュアルに基づく訓練	年に 1 回実施

目標４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

４-１．防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
非常用電源の設置 ・　防災行政無線の非常用電源の設置を行う。	危機管理課◎ 総合政策課

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・　非常用電源の設置

【評価】

項目	指標
防災行政無線の非常用電源	更新(R2)

４-２．テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
戸別受信機の配布　※2-2再掲 ・　防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオの配布を進める。	危機管理課
多様な伝達手段の活用　※1-3再掲 ・　防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。 ・　住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。 ・　市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。	危機管理課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・　戸別受信機及び防災ラジオの配布[2-2 再掲]
・　防災情報メールや緊急速報メールの配信[1-3 再掲]

【評価】

項目	指標
戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数[2-2 再掲]	8,700 戸(R1)→12,000 戸(R6)
防災・防犯メールの登録者数[1-3 再掲]	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)

4-3. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
非常用電源の設置 ※4-1再掲 ・ 防災行政無線の非常用電源の設置を行う。	危機管理課◎ 総合政策課
戸別受信機の配布 ※2-2再掲 ・ 防災行政無線の戸別受信機及び防災ラジオの配布を進める。	危機管理課
多様な伝達手段の活用 ※1-3再掲 ・ 防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。 ・ 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。 ・ 市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。	危機管理課

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 非常用電源の設置[4-1 再掲]
- 戸別受信機及び防災ラジオの配布[2-2 再掲]
- 防災情報メールや緊急速報メールの配信[1-3 再掲]

【評価】

項目	指標
防災行政無線の非常用電源[4-1 再掲]	更新(R2)
戸別受信機及び防災ラジオの配布世帯数[2-2 再掲]	8,700 戸(R1)→12,000 戸(R6)
防災・防犯メールの登録者数[1-3 再掲]	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)

目標５　経済活動を機能不全に陥らせない

5-1．サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
主要な道路の改修 ・ 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県、西日本高速道路株式会社と連携して防災拠点をつなぐ主要となる道路（東九州自動車道の暫定 2 車線区間、国道 219 号、市道市口長田線等）の改修及び防災対策を進める。	建設課◎ 宮崎県
事業所 BCP の策定 ・ 西都商工会議所等と連携して、事業所 BCP の策定を促進する。	商工観光課
金融支援制度に係る情報共有 ・ 被災した事業所が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図る。	商工観光課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 基地周辺道路改修等事業費補助金（民生安定施設助成事業（8 条））
- 辺地債道路改良事業
- 道路メンテナンス事業
- 土砂災害対策道路事業
- 電源立地地域対策交付金事業
- 社会資本整備総合交付金事業
- 新田原飛行場関連公共用施設整備事業
- 新田原飛行場関連再編関連特別事業
- 市単独事業
- 防災・安全交付金事業
- 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）
- 事業所 BCP の策定促進
- 「事業継続力強化支援計画」の策定
- 地方創生道整備推進交付金事業

【評価】

項目	指標
東九州自動車道(有料区間)暫定 2 車線区間の 4 車線化 ※	0.0%(R1)
国道 219 号の改良率	79.1%(R1)→整備推進(R6)
国道 219 号等の橋梁補修	20.0%(R1)→100%(R6)
国道 219 号等のトンネル補修	8.0%(R1)→92.0%(R6)
国道 219 号等の防災対策	3 件(R1)→7 件(R6)
BCP を策定している事業所数	0 社(R1)→8 社(R6)
「事業継続力強化支援計画」の策定	策定(R6)

※令和元(2019)年 9 月に国土交通省より、「日向～都農」「高鍋～宮崎西」間が 4 車線化の優先整備区間として選定され、財政状況等を踏まえ、今後 10～15 年で完成を目指すとされている。

5-2. エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
災害対応力の強化 ・ 住民拠点 SS の維持※や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進する。 ※住民拠点 SS が市内に 2 箇所存在している。	危機管理課
事業所 BCP の策定 ※5-1再掲 ・ 西都商工会議所等と連携して、事業所 BCP の策定を促進する。	商工観光課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 住民拠点 SS の維持
- 事業所 BCP の策定促進[5-1 再掲]

【評価】

項目	指標
住民拠点 SS の整備箇所数	現状維持
BCP を策定している事業所数[5-1 再掲]	0 社(R1)→8 社(R6)

5-3. 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
消防施設・設備の充実 ※1-1再掲 ・ 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防本部の設備を強化するとともに、消防車両、装備資機材を充実させる。	消防

施策・推進方針	担当課
広域的な消防体制の確立 ※2-3再掲 ・ 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき広域的な消防体制の確立を図る。	消防

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－A型）更新事業）[1-1 再掲]
- Net119（インターネット回線を活用した緊急通報システム）導入[1-1 再掲]
- 応援協定の締結[2-3 再掲]
- 宮崎県消防相互応援協定[2-3 再掲]
- 緊急消防援助隊[2-3 再掲]

【評価】

項目	指標
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－A型）更新[1-1 再掲]	0%（R1）→100%（R6）
Net119（インターネット回線を活用した緊急通報システム）[1-1 再掲]	0%（R1）→100%（R6）
新たな協定締結団体数[2-3 再掲]	0 団体（R1）→1 団体（R6）

5-4. 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
主要な道路の改修 ※5-1再掲 ・ 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県、西日本高速道路株式会社と連携して防災拠点をつなぐ主要となる道路（東九州自動車道の暫定 2 車線区間、国道 219 号、市道市口長田線等）の改修及び防災対策を進める。	建設課◎ 宮崎県

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 基地周辺道路改修等事業費補助金(民生安定施設助成事業(8 条))[5-1 再掲]
- 辺地債道路改良事業[5-1 再掲]
- 道路メンテナンス事業[5-1 再掲]
- 土砂災害対策道路事業[5-1 再掲]
- 電源立地地域対策交付金事業[5-1 再掲]
- 社会資本整備総合交付金事業[5-1 再掲]
- 新田原飛行場関連公共用施設整備事業[5-1 再掲]
- 新田原飛行場関連再編関連特別事業[5-1 再掲]
- 市単独事業[5-1 再掲]
- 防災･安全交付金事業[5-1 再掲]
- 社会資本整備総合交付金事業(防災･安全)[5-1 再掲]
- 地方創生道整備推進交付金事業[5-1 再掲]

【評価】

項目	指標
東九州自動車道(有料区間)暫定 2 車線区間の 4 車線化[5-1 再掲] ※	0.0%(R1)
国道 219 号の改良率[5-1 再掲]	79.1%(R1)→整備推進(R6)
国道 219 号等の橋梁補修[5-1 再掲]	20.0%(R1)→100%(R6)
国道 219 号等のトンネル補修[5-1 再掲]	8.0%(R1)→92.0%(R6)
国道 219 号等の防災対策[5-1 再掲]	3 件(R1)→7 件(R6)

※令和元(2019)年 9 月に国土交通省より、「日向～都農」「高鍋～宮崎西」間が 4 車線化の優先整備区間として選定され、財政状況等を踏まえ、今後 10～15 年で完成を目指すとされている。

5-5. 食料等の安定供給の停滞

【施策と推進方針】

施策･推進方針	担当課
物資の集積拠点の整備 ・ 大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておく。	危機管理課◎ 農林課
協力体制の構築 ・ 市の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化する。 ・ 平時から物資の集積拠点の管理･運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図る。	危機管理課

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 物資の集積拠点の整備
- 強い農業･担い手づくり総合支援交付金事業
- 物資の支援等に係る協定締結

【評価】

項目	指標
物資の集積拠点の整備箇所数	0 箇所(R1)→2 箇所(R6)
地域内輸送拠点の維持整備	3 箇所(R1)→3 箇所(R6)

目標６　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

６-１．電力供給ネットワーク（発変電所、送配電施設）や石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
非常用電源設備の導入　※3-2再掲 ・　災害対策本部が設置される庁舎に 72 時間以上確保された非常用電源設備を導入するとともに、近隣のガソリンスタンド等と燃料提供に係る協定を締結する。 ※災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定を宮崎県石油商業組合と平成 29(2017)年 3 月に締結済み。	財政課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・　庁舎への非常用電源設備の導入[3-2 再掲]

【評価】

項目	指標
使用可能時間が 72 時間以上の非常用電源設備の導入[3-2 再掲]	導入(R3)

６-２．上水道の長期間にわたる機能停止

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
上水道施設の耐震化　※2-1再掲 ・　上水道施設について、老朽施設の更新等とともに、施設の耐震化や危機管理体制の強化など災害に強い水道システムの構築を推進する。	上下水道課
上水道 BCP の策定 ・　大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道 BCP を策定する。	上下水道課
応援水道事業体受入マニュアルの策定 ・　大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業体受入マニュアル」を策定する。	上下水道課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・　災害に強い水道システムの構築[2-1 再掲]
・　上水道 BCP の策定
・　応援水道事業体受入マニュアルの策定

【評価】

項目	指標
上水道の耐震適合率[2-1 再掲]	7.0%(R1)→19.0%(R6)
上水道 BCP の策定	策定(R6)
応援水道事業体受入マニュアルの策定	策定(R6)

6-3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
合併処理浄化槽の整備 ・ 公共下水道及び農業集落排水の区域外は、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。	生活環境課◎ 上下水道課
農業集落排水施設の老朽化対策 ※2-5再掲 ・ 農業集落排水施設について、老朽化に伴う改修工事等を推進する。 ※農業集落排水施設の機能診断は実施済。 ・ 黒生野地区は、公共下水道への接続についての検討を行う必要がある。	農林課◎ 上下水道課
衛生・防疫体制の確立 ※2-5再掲 ・ 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知する。 ・ 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレや段ボールベッド等を備蓄する。 ・ 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持する。	危機管理課◎ 福祉事務所 健康管理課
下水道 BCP の策定・下水道施設の老朽化対策 ※2-5再掲 ・ 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道 BCP に基づく訓練を行う。 ・ 下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づいた改築更新を実施する。 ・ 終末処理場において、し尿・浄化槽汚泥の受入施設整備を検討する。	上下水道課◎ 生活環境課

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和３年時点）】

- 循環型社会形成推進交付金事業（浄化槽設置整備事業）
- 農山漁村地域整備交付金事業（農業集落排水施設の老朽化対策）[2-5 再掲]
- 農村整備事業[2-5 再掲]
- 避難所運営マニュアルの策定[2-5 再掲]
- 簡易トイレの備蓄[2-5 再掲]
- 段ボールベッド等の配備[2-5 再掲]
- 下水道 BCP の運用[2-5 再掲]
- 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（下水道施設の老朽化対策）[2-5 再掲]
- 地方創生整備推進交付金（終末処理場における、し尿・浄化槽汚泥受入施設整備）[2-5 再掲]

【評価】

項目	指標
合併処理浄化槽導入率	21.2%（R1）→22.3%（R6）
「避難所運営マニュアル」の策定[2-5 再掲]	策定（R2）
市における簡易トイレ備蓄数[2-5 再掲]	12,200 回分（R1） →35,000 回分（R6）
段ボールベッド等の配備[2-5 再掲]	10 個（R1）→100 個（R6）
下水道 BCP に基づく訓練[2-5 再掲]	年に 1 回実施

6-4．交通インフラの長期間にわたる機能停止

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
橋梁やトンネル等の改修 ・ 西都市橋梁長寿命化修繕計画やトンネル長寿命化修繕計画、舗装の個別施設計画、林道施設長寿命化計画に基づき橋梁やトンネル、市道・林道の改修を進める。	建設課
主要な道路の改修　※5-1再掲 ・ 事業者等が早期に活動等を再開できるよう、国や県、西日本高速道路株式会社と連携して防災拠点をつなぐ主要となる道路（東九州自動車道の暫定 2 車線区間、国道 219 号、市道市口長田線等）の改修及び防災対策を進める。	建設課◎ 宮崎県
関係機関との連携強化（協定の締結等）　※2-2再掲 ・ 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行う。	建設課◎ 危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（橋梁、トンネル（市町村）、道路構造物（市町村・道路施設）の的確な維持管理の推進）
- 公共施設等適正管理推進事業
- 森林環境保全整備事業（林業生産基盤整備道改良事業）
- 森林環境保全整備事業（森林資源循環利用林道整備事業）
- 地方創生道整備推進交付金事業[5-1 再掲]
- 林道寒川線防災対策事業
- 県単林道網総合整備事業
- 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業
- 農山漁村地域整備交付金事業（橋梁、トンネル（林道）の的確な維持管理の推進）
- 基地周辺道路改修等事業費補助金（民生安定施設助成事業（8 条））[5-1 再掲]
- 辺地債道路改良事業[5-1 再掲]
- 道路メンテナンス事業[5-1 再掲]
- 土砂災害対策道路事業[5-1 再掲]
- 電源立地地域対策交付金事業[5-1 再掲]
- 社会資本整備総合交付金事業[5-1 再掲]
- 新田原飛行場関連公共用施設整備事業[5-1 再掲]
- 新田原飛行場関連再編関連特別事業[5-1 再掲]
- 市単独事業[5-1 再掲]
- 防災・安全交付金事業[5-1 再掲]
- 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）[5-1 再掲]
- 関係機関と連携した協定に基づく訓練の実施[2-2 再掲]

【評価】

項目	指標
東九州自動車道（有料区間）暫定 2 車線区間の 4 車線化[5-1 再掲] ※	0.0%（R1）
国道 219 号の改良率[5-1 再掲]	79.1%（R1）→整備推進（R6）
国道 219 号等の橋梁補修[5-1 再掲]	20.0%（R1）→100%（R6）
国道 219 号等のトンネル補修[5-1 再掲]	8.0%（R1）→92.0%（R6）
国道 219 号等の防災対策[5-1 再掲]	3 件（R1）→7 件（R6）
協定に基づく訓練の実施回数[2-2 再掲]	1 回（R1）→1 回（R6）

※令和元（2019）年 9 月に国土交通省より、「日向～都農」「高鍋～宮崎西」間が 4 車線化の優先整備区間として選定され、財政状況等を踏まえ、今後 10～15 年で完成を目指すとされている。

目標７　制御不能な二次災害を発生させない

７-１．地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
耐震性貯水槽の整備 ・ 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行う。 ※飲料水以外については、災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定を西都児湯生コン事業協同組合と平成 30(2018)年 2 月に締結済み。	消防
広域的な消防体制の確立　※2-3再掲 ・ 迅速で効果的な出動、人員配置の効率化及び消防体制の基盤の強化などのメリットを踏まえ、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき広域的な消防体制の確立を図る。	消防
防火対策の周知・啓発　※1-2再掲 ・ 防火について、防災訓練や広報媒体を通じて住民への周知・啓発を行う。 ・ 住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促進するため、市民に対する啓発活動を行う。 ・ 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を市民に啓発する。	消防
地域の防災力向上　※1-1再掲 ・ 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、西都市消防団応援の店事業等を推進するとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施する。 ・ 各自主防災組織に少なくとも 1 名は配置できるよう、防災士の養成に取り組む。 ・ 消防本部が実施する救命講習の受講を市民に呼びかける。 ・ 総合防災訓練を隔年計画的に実施するとともに、地域や学校、要配慮者利用施設等で少なくとも年 1 回は避難訓練を実施する。	消防◎ 危機管理課
地区防災計画の策定　※1-1再掲 ・ 自主防災組織単位で、住民や事業所等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進める。	危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 耐震性貯水槽の整備
- 応援協定の締結[2-3 再掲]
- 宮崎県消防相互応援協定[2-3 再掲]
- 緊急消防援助隊[2-3 再掲]
- 住宅用火災警報器の設置促進[1-2 再掲]
- 感震ブレーカーの普及促進[1-2 再掲]
- 西都市消防団応援の店事業の推進[1-1 再掲]
- 防災士の養成[1-1 再掲]
- 救命講習の実施[1-1 再掲]
- 地区防災計画の策定支援[1-1 再掲]

【評価】

項目	指標
耐震性貯水槽の整備率	3.7%(R1)→5.4%(R6)
新たな協定締結団体数[2-3 再掲]	0 団体(R1)→1 団体(R6)
住宅用火災警報器の設置率[1-2 再掲]	80.1%(R1)→85.0%(R6)
住宅用火災警報器の条例適合率[1-2 再掲]	70.2%(R1)→75.0%(R6)
自主防災組織率[1-1 再掲]	58.0%(R1)→70.0%(R6)
防災士数[1-1 再掲]	178 人(R1)→250 人(R6)
救命講習受講者数[1-1 再掲]	1,659 人(R1)→2,000 人(R6)
人口千人当たりの消防団員数[1-1 再掲]	24.8 人(R1)→25.9 人(R6)
防災訓練の実施回数[1-1 再掲]	235 回(R1)→240 回(R6)
地区防災計画策定地区数[1-1 再掲]	0 地区(R1)→6 地区(R6)

7-2. 沿道の建物崩壊による閉塞

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
安全な避難路の確保 ・ 沿道建築物やブロック塀等の倒壊や瓦礫の流出による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を促す。 ・ 危険ブロック塀等の除却を促進するため住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	建築住宅課
住宅の耐震化の周知・啓発 ※1-1再掲 ・ 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。 ・ 木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知など、住宅の耐震化について市民への啓発を行う。 ・ 住宅の耐震化を促進するため住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	建築住宅課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・ 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（危険ブロック塀等除却促進事業）
・ 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)（住宅・建築物安全ストック形成事業（木造住宅耐震化促進事業)）

【評価】

項目	指標
危険ブロック塀等除却数	0 件(R1)→80 件(R6)
住宅の耐震化率[1-1 再掲]	74.8%(R1)→85.0%(R6)

7-3．ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
土砂災害対策　※1−4再掲 ・　土砂災害防止施設による土砂災害対策を行う。	建設課◎ 宮崎県
防災マップの策定・周知　※1−3再掲 ・　市民等への防災マップの周知を徹底するとともに、定期的な防災マップ※の見直しと、その内容の充実を図る。 ※防災マップとして、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップをまとめている。 ・　市民等へのため池ハザードマップの周知を徹底するとともに、定期的な見直しを図る。 ・　市民等への山地災害危険地区の周知を図るとともに、県と連携して適切に見直しを行う。	危機管理課◎ 建設課 農林課
避難行動要支援者等への対応　※1−3再掲 ・　平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供については、西都市個人情報保護条例及び要支援者本人の同意に基づき実施する。 ・　避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する。 ・　要配慮者利用施設において避難確保計画の策定と避難訓練の実施を促す。	福祉事務所◎ 危機管理課
多様な伝達手段の活用　※1−3再掲 ・　防災行政無線、防災情報メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行う。 ・　住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止する。 ・　市の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかける。	危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 防災･安全交付金[1-4 再掲]
- 県単補助治山事業(自然災害防止治山事業)[1-4 再掲]
- 県単補助治山事業(県単集落防災事業)[1-4 再掲]
- 辺地債道路改良事業[1-4 再掲]
- 地方創生道整備推進交付金事業[1-4 再掲]
- 森林環境保全整備事業(林業生産基盤整備道改良事業)[1-4 再掲]
- 森林環境保全整備事業(森林資源循環利用林道整備事業)[1-4 再掲]
- 社会資本整備総合交付金事業(防災･安全) (征矢抜地区(急傾斜)の整備)[1-4 再掲]
- 農山漁村地域整備交付金事業[1-4 再掲]
- 治山事業(補助)[1-4 再掲]
- 防災マップの見直し[1-3 再掲]
- ため池ハザードマップの見直し[1-3 再掲]
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定[1-3 再掲]
- 防災情報メールや緊急速報メールの配信[1-3 再掲]

【評価】

項目	指標
征矢抜地区(急傾斜)の整備	未整備(R1)→整備(R4)
ため池決壊時の浸水想定区域の公表[1-3 再掲]	31 箇所(R3)
避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供[1-3 再掲]	実施(R2)
要配慮者利用施設における避難確保計画の策定[1-3 再掲]	12 施設(R1)→38 施設(R6)
防災･防犯メールの登録者数[1-3 再掲]	1,650 人(R1)→3,000 人(R6)

7-4. 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

【施策と推進方針】

施策･推進方針	担当課
有害物質の飛散･流出防止対策 ・ 工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める。	生活環境課◎ 消防

※◎:主管課

7-5. 農地・森林等の被害による地域の荒廃

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
農業用施設等の耐震化・長寿命化 ・ 農業用施設・営農飲雑施設の耐震化・長寿命化を図る。	農林課
農地・森林機能の維持・向上 ・ 農地の多面的機能を発揮させるため、地域の共同活動に係る支援を行う。 ・ 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図る。 ・ 農地が有する国土保全機能を維持させるため、農地の荒廃を防止するため、有害鳥獣からの被害を防止する。	農林課

【主な施策・事業（令和３年時点）】

- 農村地域防災減災事業
- 農業水路等長寿命化防災減災事業
- 農山漁村振興交付金事業
- 農山漁村地域整備交付金事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 中山間地域等直接支払制度
- 造林、間伐等による森林整備
- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業
- 辺地債事業
- 農村整備事業

【評価】

項目	指標
ため池の耐震化	0 箇所(R1)→1 箇所(R6)
再造林面積	40ha(R1)→45ha(R6)
有害鳥獣駆除の実施隊の員数	106 人(R1)→100 人(R6)
農地の適切な管理(多面的機能加入面積)	160,894a(R1)→160,000a(R6)

目標８　社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1．大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
災害廃棄物処理実施計画に基づく訓練の実施 ・　災害廃棄物処理実施計画をより現状に適するように見直す。	生活環境課
災害廃棄物仮置き場の確保 ・　災害廃棄物の発生に備え、仮置き場を維持する。	生活環境課
一般廃棄物処理業者等との協定締結 ・　一般廃棄物処理業者等との協定締結を進める。	生活環境課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 災害廃棄物処理実施計画の策定
- 災害廃棄物処理行動計画の策定
- 災害廃棄物処理訓練の実施
- 災害廃棄物の処理に係る協定の締結

【評価】

項目	指標
災害廃棄物処理訓練の実施	0 回(R1)→1 回(R6)
災害廃棄物処理実施計画の策定	見直し(R6)
仮置き場の箇所数	1 箇所(R1)→1 箇所(R6)
一般廃棄物処理業者等との協定締結数	0 件(R1)→2 件(R6)

8-2. 復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
就業環境の改善 ・ 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図る。	建設課◎ 宮崎県
ボランティア等との連携強化 ・ 災害時におけるボランティアやNPOの受入体制を整備する。	福祉事務所◎ 危機管理課
広域応援体制の構築 ※3-2再掲 ・ 平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設及び設備の充実を図る。	危機管理課◎ 総務課
地域の防犯・事故防止能力向上 ※3-1再掲 ・ 地域安全、交通安全、自主防災、各組織等の災害時に備えた体制整備、活動支援及び知識の普及啓発を行う。 ・ 市民への意識及び知識の向上等危機対応能力醸成に向けた取組を実施する。	生活環境課◎ 危機管理課

※◎：主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルの策定
- 社会福祉協議会との協定締結
- 応援協定の締結[3-2 再掲]
- 交通安全対策事業[3-1 再掲]
- 地域安全対策事業[3-1 再掲]
- 自主防災組織の育成[3-1 再掲]
- 防災士の養成[3-1 再掲]

【評価】

項目	指標
災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルの策定	見直し(R2)
社会福祉協議会との協定締結	締結(R2)
交通安全関係団体等への災害時対応研修[3-1 再掲]	0 回(R1)→3 回(R6)
地域安全関係団体等への災害時対応研修[3-1 再掲]	0 回(R1)→3 回(R6)
自主防災組織率[3-1 再掲]	58.0%(R1)→70.0%(R6)
防災士数[3-1 再掲]	178 人(R1)→250 人(R6)

8-3. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
河川改修等による災害対策 ※1-3再掲 ・ 浸水被害の軽減に向けて、関係機関とともに一ツ瀬川の河川整備やため池整備、排水対策等を継続的に推進する。	建設課◎ 農林課 宮崎県

※◎:主管課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 農村地域防災減災事業[1-3 再掲]
- 農業水路等長寿命化防災減災事業[1-3 再掲]

【評価】

項目	指標
ため池の耐震化[1-3 再掲]	0 箇所(R1)→1 箇所(R6)
一ツ瀬川の改修(堤防補強・河道掘削)[1-3 再掲]	L=145m、V=37,200m^3(R1) →整備推進(R6)
三財川の改修(堤防補強・河道掘削)[1-3 再掲]	L=1,240m、V=67,000m^3(R1) →整備推進(R6)

8-4. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
文化財の耐震化 ・ 各種指定を受けている文化財について、転倒防止などの耐震化を進める。	社会教育課
文化遺産のアーカイブ化 ・ 市の有形無形の文化財の現況を写真・映像等として記録し、アーカイブ化を進める。	社会教育課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

- 各種文化財の耐震化
- 各奉納行事等を活用した記録・撮影

8-5. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
地籍調査の実施 ・ 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、土地境界等を明確にしておくための地籍調査を進める。	農林課
災害対策用地の確保 ・ 大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図る。	財政課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・ 地籍調査の実施
・ 災害対策用地の確保

【評価】

項目	指標
地籍調査進捗率	13.0%(R1)→15.7%(R6)
災害対策用地の確保数	27 箇所(R1)→39 箇所(R6)

8-6. 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【施策と推進方針】

施策・推進方針	担当課
風評被害払拭に係る情報発信 ・ 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報する。	総合政策課
事業所 BCP の策定 ※5-1再掲 ・ 西都商工会議所等と連携して、事業所 BCP の策定を促進する。	商工観光課

【主な施策・事業（令和元年時点）】

・ 風評被害払拭のための広報手法の検討
・ 事業所 BCP の策定促進[5-1 再掲]

【評価】

項目	指標
BCP を策定している事業所数[5-1 再掲]	0 社(R1)→8 社(R6)

第６章　市計画の推進

６-１　他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域の強靱化の観点から、本市が有する各分野別個別計画等の指針となるものであり、市計画で示された方針に基づき、他の計画等においても必要に応じて見直すなど所要の対応を行いながら、市計画との整合性を図るものとします。

６-２　計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、市計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものです。このため、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCA サイクルによる点検・見直しを行うものとします。

６-３　計画の不断の見直し

市計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、西都市総合計画に合わせて令和 ６ 年度を目標年次としますが、必要に応じて見直すものとします。

表 6-1. 見直しのスケジュール

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
西都市総合計画	第4次		第5次			計画の見直し	
西都市国土強靱化地域計画							

６-４　重点化プログラム

基本計画は、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるため、45 のプログラムを設定し、優先的に進める施策として 15 の重点化プログラムを選定しています。

本市においても、施策の影響・緊急性・役割等を考慮し、優先的に進めるべき 13 のプログラムを、市計画の重点化プログラムとして選定します。

表 6-2. 重点化の視点

視点	説明
対策の緊急性	市民の生命を守るための施策として、緊急性が高い
影響の大きさ	施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、重大な影響を及ぼす可能性が高い
平時の効果	大規模自然災害のみではなく、平時においても有効に機能する

基本目標	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1．人命の保護が最大限図られること 2．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4．迅速な復旧復興	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-4	霧島山の大規模な火山噴火（降灰）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流での甚大な影響
			5-5	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道の長期間にわたる機能停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿道の建物崩壊による閉塞
			7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
			7-5	農地・森林等の被害による地域の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

※ ：重点化プログラム

用語集

あ行	
アーカイブ化	自治体・大学・研究機関においては、公共性が高いデータを電子化して管理・保存すること。
か行	
感震ブレーカー	地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める機器のこと。
緊急輸送道路	大規模災害時に県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路のこと。
クラウド化	企業や官庁などの情報システムで、自社内・庁内に機器を設置して運用してきたシステムを、ネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する方式に移行すること。
コーディネーター	物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人のこと。
さ行	
サプライチェーン	供給者から消費者までを結ぶ、開発･調達･製造･配送･販売の業務のつながりのこと。
サービスステーション	住民拠点 SS。 自家発電設備を備え、災害等が原因の停電時にも継続し地域の住民の方々が給油できるガソリンスタンドのこと。
受援計画	大規模災害時に、他の自治体や関係機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入られるよう、支援を要する業務や、受入れ体制などを事前にかつ具体的に定めた計画。
ストックマネジメント計画	長期的な視点で膨大な施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、施設(ストック)全体を計画的かつ効率的に管理していくための計画のこと。
た行	
道路啓開	大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないよう、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。
は行	
避難行動要支援者	生活の基盤が自宅にある要配慮者(高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件(第1種身体障害者手帳、要介護認定 3～5 など)に該当する人のこと。
BCP	事業継続計画。行政の場合は、業務継続計画。 大規模災害や大規模事故などのリスクにより、事業や業務の継続が困難になる事態が発生した場合にも、事業や業務を継続あるいは速やかに遂行するために策定する計画のこと。

PDCA サイクル	計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画(Plan)を策定した後も、計画的に実施し(Do)、結果を評価し(Check)、見直し・改善を加え(Action)、次の計画(Plan)へ反映するという過程を繰り返すこと。
福祉避難所	高齢者や障がい者など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するために、特別な配慮がされた避難所施設のこと。
プッシュ支援	国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。
や行	
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと。
ら行	
ラストワンマイル対策	最終拠点（支援物資の集積拠点）からエンドユーザー（被災者）への物の流れに関する対策のこと。
リスクコミュニケーション	関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。

西都市国土強靱化地域計画

西都市役所　危機管理課　危機管理係

〒881-8501　宮崎県西都市聖陵町 2-1
TEL　0983-43-0380
FAX　0983-43-3654
E-Mail　bosai@city.saito.lg.jp